

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

第 12 回 定時株主総会 || 招集ご通知

日時：2020年6月15日(月曜日)午前10時

場所：ブランドニッコー東京 台場

地下1階 パレロワイヤル

東京都港区台場二丁目6番1号

次回以降招集ご通知のメール配信をご希望の株主様は、議決権行使サイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスし、画面の案内に従い電子メールによる招集ご通知受領に関し、ご承諾いただくようお願い申し上げます。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役13名選任の件

瑠璃紺 Rurikon

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

- ・新型コロナウイルスの感染予防の観点から、本株主総会につきましては、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。
- ・会場内は、座席間隔を十分にとった配置とさせていただきます。状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございます。
- ・総会会場においては、マスク着用と手指等のアルコール消毒についてご協力をお願いいたします。また、会場入口においてサーモグラフィーによる検温など、最大限の感染予防措置をとらせていただきますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。
- ・運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。
- ・今後の感染拡大状況により、感染予防のための新たな措置を講じる場合は、当社WEBサイト（<https://www.imhds.co.jp>）に掲載いたしますので、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

【株主総会のお土産に関するお知らせ】

- ・本年より、株主総会のお土産はご用意いたしておりません。また、お飲み物のお渡しもございませんのでご了承いただきますようお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/3099/>



三越伊勢丹ホールディングス

ごあいさつ

株主の皆様には、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの新型コロナウイルスの感染拡大による店舗等の休業により、皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫びいたします。また、罹患された皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご快復をお祈り申し上げます。

2020年3月31日をもって、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの第12期決算を行いましたので、ここに招集ご通知をお届け致します。何卒、ご高覧いただきたくお願い申し上げます。

三越伊勢丹グループは、これまで培ってきた暖簾、お客さまといった財産に加え、IT・店舗・人の力を活用した新時代のプラットフォームとして、世界中のモノ・コトとお客さまのつなぎ手となるために、自ら「変化」することで新しい価値を創出し、持続的な成長と発展をめざして取り組んでおります。

当期は、三越伊勢丹グループ中期(3ヶ年)計画の初年度として、新しい小売ビジネスモデルの確立に向けて進みだしました。店舗の在り方を商品展開、業務フロー、販売手法から抜本的に見直すとともに、オンラインでも店舗と同じ体験ができるよう「シームレス化」に向けたインフラの整備や商品の拡大に取り組んでまいりました。

その中で、2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大し、国内外のお客さまをはじめステークホルダーの皆様のご生活は非常に大きな影響を受けております。一刻も早くこの状況が改善することを願うとともに、三越伊勢丹グループは改めて企業の存在意義を見つめ直し、社会の規範となるべく取り組んでまいり所存です。株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長執行役員(CEO) 杉江俊彦

目次

●招集ご通知	2
●株主総会参考書類	5
●事業報告	29
●連結計算書類	53
●計算書類	57





招集ご通知

(証券コード 3099)

2020年5月28日

東京都新宿区新宿五丁目16番10号
株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
代表取締役会長 赤松 憲

株 主 各 位

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、第12回定時株主総会を次のとおり開催いたします。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2020年6月12日（金曜日）午後8時までに議決権を行使いただくようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月15日（月曜日）午前10時（受付開始時間 午前9時）
2. 場 所 東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場 地下1階 パレロワイヤル

- 新型コロナウイルス感染予防のため、会場内は座席の間隔を十分にとった配置とさせていただきます。状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございますので、予めご了承いただきたくお願い申しあげます。
- 本年より、株主総会のお土産のご用意はございません。また、お飲み物のお渡しもございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第12期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役13名選任の件

以 上

<お知らせ>

- 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、当社ホームページ（<https://www.imhds.co.jp>）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」、②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、本招集ご通知添付書類および上記ホームページ掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

- 修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ（<https://www.imhds.co.jp>）にて修正後の内容を掲載いたします。なお、修正がない場合は掲載いたしておりません。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

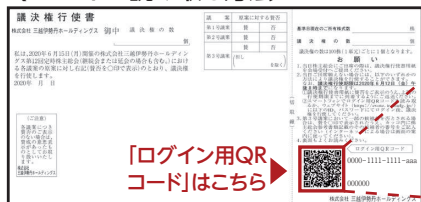
計算書類

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票(右側)



「ネットで招集」なら
QRコードが簡単に読み取れます!



こちらを押すと「読取」か「移動」ボタンが選択できます。「読取」を選択すると自動でカメラが起動しますので、同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。

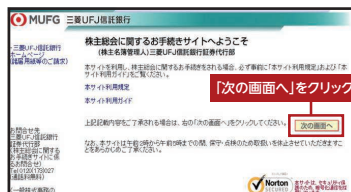
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました! 同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
二回目以降のログインの際は…
下記のご案内に従ってログインしてください。



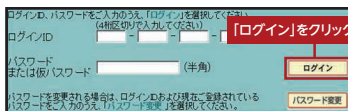
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

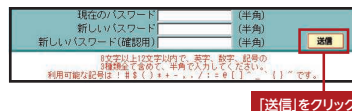
1 議決権行使サイトにアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、2020年6月12日(金曜日)の午後8時まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたって議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

☎ 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

■ 議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第12期の期末配当金につきましては、株主の皆様への安定的な配当の維持ならびに既存および新規事業への投資等に必要な内部留保の適正な確保を総合的に勘案し、1株につき6円とさせていただきます。これにより、中間配当金6円を加えた年間配当金は1株につき12円となります。

期末配当金に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金 6円
総額 2,280,975,756円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月16日



第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、2008年の発足以降、監査役会設置会社を選択しつつ、実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいりましたが、今般、より一層のガバナンスの高度化を図ることが重要と考え、指名委員会等設置会社へ移行いたします。これに伴い、各委員会および執行役に係る規定の追加、監査役および監査役会に係る規定の削除を行います。
なお、定款変更議案のうち、執行役の責任を法令に規定する限度内に免除できる旨の規定（定款変更案第36条）については、各監査役の同意を得ております。
- (2) 現行定款の趣旨（剰余金の配当等を株主総会と取締役会のいずれにおいても決定できること）をより明確にするために文言の修正を行います。（定款変更案第39条）
- (3) その他、上記各変更に伴う条数の調整および所要の変更を行うものであります。
本議案に係る定款変更の効力は、本株主総会終結の時をもって発生するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお下線部分が修正・削除または新設の箇所であります。

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (省 略) (機関)	第1条～第3条 (現行どおり) (機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> (3) 執行役 (4) 会計監査人
第5条 (省 略)	第5条 (現行どおり)

招集（通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (省 略) (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. (省 略)</p> <p>第12条 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定め、これを公告する。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (省 略) (招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>代表取締役がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>代表取締役が複数いるときは、取締役会の決議をもって、予め選定した代表取締役がこれに当たる。</u></p> <p>3. <u>前2項にて選定された者に事故があるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第16条～第19条 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (現行どおり) (招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>予め取締役会の決議により定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会の決議をもって、予め定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>2. 株主総会の議長は、<u>予め取締役会の決議により定めた取締役又は執行役がこれに当たる。当該取締役又は執行役に事故があるときは、取締役会の決議をもって、予め定めた順序により、他の取締役又は執行役がこれに代わる。</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>第16条～第19条 (現行どおり)</p>



現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第20条 当社の取締役は、 <u>12名以内とする。</u>	第20条 当社の取締役は、 <u>15名以内とする。</u>
第21条～第22条 (省 略)	第21条～第22条 (現行どおり)
(代表取締役及び役付取締役)	(削 除)
第23条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u>	
2. <u>取締役会は、その決議によって代表取締役中より社長1名を定める。</u>	
3. <u>代表取締役は、各自当社を代表し、取締役会の決議に基づき、当社の業務を執行する。</u>	
(取締役の招集)	(取締役の招集)
第24条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急を要する場合は、更にその期間を短縮することができる。	第23条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急を要する場合は、更にその期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第25条～第27条 (省 略)	第24条～第26条 (現行どおり)
(取締役会の議事録)	(取締役会の議事録)
第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。	第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。
第29条 (省 略)	第28条 (現行どおり)
(報酬等)	(削 除)
第30条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u>	
第31条～第32条 (省 略)	第29条～第30条 (現行どおり)

招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

現 行 定 款	変 更 案
(執行役員)	
第33条 当社は、取締役会の決議によって執行役員を選任することができる。	(削 除)
2. 執行役員に関する事項は、取締役会規程及び取締役会で定める執行役員規程による。	
第5章 監査役及び監査役会	(削 除)
(員数)	
第34条 当社の監査役は、5名以内とする。	(削 除)
(選任方法)	
第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	(削 除)
2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
(任期)	
第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削 除)
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
(常勤監査役)	
第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削 除)
(監査役会の招集)	
第38条 監査役会の招集通知は、会日より3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急を要する場合は、更にその期間を短縮することができる。	(削 除)
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	



現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第40条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第41条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p>(報酬等)</p> <p>第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役との間の責任限定契約)</p> <p>第44条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会 (委員の選定)</p> <p>第31条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から取締役会の決議により選定する。</p> <p>2. 各委員会の委員長は、委員である取締役の中から、取締役会の決議により選定する。</p>

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(各委員会規程)</p> <p><u>第32条</u> 各委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める各委員会規程による。</p>
(新 設)	<p>第6章 執行役</p> <p>(執行役の選任)</p>
(新 設)	<p><u>第33条</u> 当社の執行役は、取締役会の決議によって選任する。</p> <p>(任期)</p>
(新 設)	<p><u>第34条</u> 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。</p> <p>(代表執行役及び役付執行役)</p>
(新 設)	<p><u>第35条</u> 取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。</p> <p>2. 前項に定めるほか、取締役会は、その決議によって役付執行役を選定することができる。</p> <p>(執行役の責任免除)</p>
(新 設)	<p><u>第36条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる執行役（執行役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(執行役員)</p>
(新 設)	<p><u>第37条</u> 当社は、執行役のほかに業務執行を担当する者として、執行役員を置くことができる。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計算 (省 略)</p> <p>第45条 (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第46条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算 (現行どおり)</p> <p>第38条 (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>第47条～第48条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第40条～第41条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、第12回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

招集(通知)

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

<指名委員会等設置会社への移行の背景・目的>

当社は2008年の発足以降、企業統治形態として監査役会設置会社を選択しつつ、社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会を毎年10回以上開催する等、実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいりましたが、今般、より一層のガバナンスの高度化を図るために、指名委員会等設置会社に移行することといたしました。

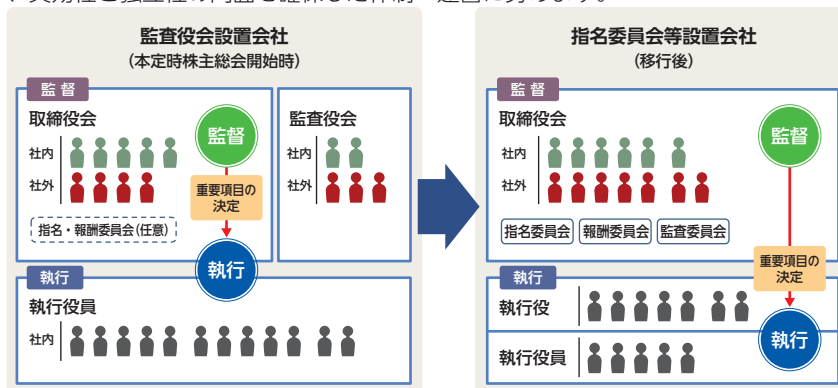
当社が今後実現したい姿は以下のとおりです。

- ・執行と監督の役割を明確に分離し、取締役会はグループの大局的な方向付けと、業務執行に対する監督・モニタリングに特化します。これにより、取締役会の監督機能が強化されるとともに、迅速な業務執行が可能となると考えます。
- ・法定の指名委員会、報酬委員会、監査委員会を設置し、経営トップの選解任等のガバナンス上で重要な取組みを、社外取締役主導のもと客観性・透明性高く実施します。

<移行後のガバナンス体制>

取締役会の構成は社外取締役を過半数とする等、経営の監督と執行のモニタリングに適した体制とし、執行役への権限委譲を進め、取締役会はグループの経営方針などの大局的な議論を行う場といたします。

また、法定の指名委員会、報酬委員会、監査委員会は社外取締役の実質的な主導で運営し、社外取締役が「指名」や「報酬」等について主体的に判断できるよう様々な工夫・改善に取り組むとともに、監査委員会はその監査機能が十分に発揮されるよう、実効性と独立性の両面を確保した体制・運営に努めます。



<取締役会、各委員会、執行役、執行役員の主な役割> (移行後)

- 【取締役会】 グループの経営の基本方針および取締役会専決事項の意思決定を行うとともに、執行役等の職務の執行を監督する。
- 【指名委員会】 株主総会に提出する取締役の選・解任議案の決定、および取締役会で決議する法定3委員会の委員案や執行役等の役員人事案の審議、CEOの後継者計画（サクセッションプラン）や役員選解任基準等の審議を行う。
- 【報酬委員会】 取締役および執行役等の役員報酬制度の方針の決定、および当社役員の個別報酬額等の決定を行う。
- 【監査委員会】 執行役および取締役の職務の執行の監査および監査報告の作成、および会計監査人の選解任ならびに不再任に関する議案の内容の決定を行う。
- 【執行役】 取締役会により定められた職務の分掌および指揮命令関係に基づき、取締役会から委任を受けた業務執行の決定と業務の執行を行う。
- 【執行役員】 取締役会または執行役により決定された職務の分掌および指揮命令関係に基づき担当業務の執行を行う。



第3号議案

取締役13名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本定時株主総会終結の時をもって監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行し、それに伴い取締役9名および監査役5名の全員が任期満了となります。つきましては、指名委員会等設置会社への移行後の社外取締役・社内取締役の比率や、指名・報酬・監査各委員会の構成、執行役を兼務する者の員数等を総合的に勘案し、取締役候補者を13名とし、その選任をお願いしたく、次の候補者を推薦いたします。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位・担当	取締役 在任年数	出席状況 取締役会出席率
1	再任	あか まつ けん 赤 松 憲	代表取締役会長	3年	15回中15回 100%
2	再任	すぎ え とし ひこ 杉 江 俊 彦	代表取締役社長執行役員(CEO)	8年	15回中15回 100%
3	再任	たけ うち とおる 竹 内 徹	代表取締役副社長執行役員 CMO (チーフ・マーチャンダイジング& マーケティング・オフィサー)	3年	15回中15回 100%
4	再任	い ぐら ひで ひこ 伊 倉 秀 彦	取締役常務執行役員 CFO (チーフ・フィナンシャル・オフィ サー)	1年	12回中12回 100%
5	新任	にし やま しげる 西 山 茂	常務執行役員 総務統括部長兼CRO (チーフ・リスク・オフィサー)	—	—
6	新任	しら い とし のり 白 井 俊 徳	常勤監査役	監査役 在任年数 1年	取締役または 監査役として 15回中15回 100%
7	再任 社外 独立	く ぼ やま みち こ 久 保 山 路 子	社外取締役	2年	15回中15回 100%
8	再任 社外 独立	いい じま まさ み 飯 島 彰 己	社外取締役	1年	12回中10回 83.3%
9	再任 社外 独立	ど い み わ こ 土 井 美 和 子	社外取締役	1年	12回中12回 100%
10	再任 社外 独立	お やま だ たかし 小 山 田 隆	社外取締役	1年	12回中12回 100%
11	新任 社外 独立	ひら た たけ お 平 田 竹 男	社外監査役	監査役 在任年数 3年	監査役として 15回中12回 80%
12	新任 社外 独立	ふる かわ ひで とし 古 川 英 俊	—	—	—
13	新任 社外 独立	はし もと ふく たか 橋 本 副 孝	—	—	—

※取締役在任年数は本定時株主総会終結時のものです。

※在任年数が1年の候補者の取締役会出席状況については、取締役就任以降のみを対象としています。

招集(通知)

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

1 あか まつ
赤松

けん
憲 (1952年9月5日生)

再任



所有する当社の株式数
38,140株

略歴、地位および担当

1975年6月 (株)三越入社
2006年2月 同執行役員業務部長
2007年2月 同執行役員グループ業務部長
2007年5月 同取締役上席執行役員グループ業務部長
2008年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長
(株)三越取締役
2009年4月 (株)伊勢丹取締役
2013年4月 当社取締役常務執行役員業務本部長
(株)三越伊勢丹取締役常務執行役員業務本部長
2016年6月 新光三越百貨股份有限公司副董事長
2017年5月 当社顧問・日本百貨店協会会長
2017年6月 当社代表取締役会長 (現任)
(株)三越伊勢丹代表取締役会長
2019年4月 (株)三越伊勢丹取締役会長 (現任)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹取締役会長

取締役候補者とした理由

2008年の当社設立時に取締役常務執行役員に就任。総務・経理・管財・物流などの部門統括責任者である業務(管理)本部長として当社グループの基盤整備、コスト削減、ガバナンス体制の構築などを推進しました。その後、当社の持分法適用会社である新光三越百貨股份有限公司(台湾)の副董事長を経て、2017年に当社代表取締役会長に就任。取締役会議長を務める傍ら、本年5月までは日本百貨店協会会長として百貨店業界全体の発展にも尽力しました。その豊富な知見とリーダーシップにより、当社の更なるガバナンスの高度化に寄与できると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。



2 ^{すぎ え とし ひこ} 杉江俊彦 (1961年2月15日生)

再任



所有する当社の株式数
39,200株

略歴、地位、および担当

- 1983年4月 (株)伊勢丹入社
- 2009年4月 同執行役員営業本部MD統括部食品統括部長兼食品営業部長
- 2011年4月 (株)三越伊勢丹執行役員営業本部MD統括部食品統括部長
- 2012年4月 当社常務執行役員経営戦略本部付
- 2012年6月 当社取締役常務執行役員経営戦略本部長
- 2013年4月 (株)三越伊勢丹取締役常務執行役員経営戦略本部長
- 2016年4月 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長
(株)三越伊勢丹取締役専務執行役員経営戦略本部長
- 2017年4月 当社代表取締役社長執行役員
(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員(現任)
- 2018年4月 当社代表取締役社長執行役員 (CEO) 兼 CDTO
※CEO (チーフ・エグゼクティブ・オフィサー)
CDTO (チーフ・デジタル・トランスフォーメーション・オフィサー)
- 2019年4月 当社代表取締役社長執行役員 (CEO) (現任)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員

取締役候補者とした理由

入社以来、家庭用品、婦人服飾雑貨、食品などの営業部門や営業支援部門を経験。当社の取締役常務執行役員に就任以降は、経営戦略本部長として海外、システム、不動産、関連事業などの各部門も所管しながら経営計画の実現に向け当社グループを牽引した後、2017年4月に当社および(株)三越伊勢丹の代表取締役社長執行役員に就任いたしました。営業部門と企画部門双方での豊富な経験の中で培ってきた百貨店事業とグループ事業全般に幅広く精通する能力とリーダーシップにより、グループ全体の更なる企業価値向上に大きく寄与することができると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

招集(通知)

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

3 たけ うち
竹内

とおる
徹 (1960年5月21日生)

再任



所有する当社の株式数
24,500株

略歴、地位、および担当

- 1983年4月 (株)伊勢丹入社
- 2009年4月 同執行役員営業本部MD統括部婦人統括部長
- 2010年3月 同取締役常務執行役員営業本部MD統括部長兼婦人統括部長
- 2011年4月 (株)三越伊勢丹常務執行役員営業本部MD統括部長
- 2013年4月 当社常務執行役員
(株)札幌丸井三越代表取締役社長執行役員
- 2016年4月 当社常務執行役員グループ人財本部長
(株)三越伊勢丹常務執行役員グループ人財本部長
- 2017年4月 (株)三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長兼商品統括部長
- 2017年6月 当社取締役
- 2018年4月 (株)三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長
- 2019年4月 当社代表取締役副社長執行役員CMO
※CMO (チーフ・マーチャンダイジング・オフィサー)
(株)三越伊勢丹取締役(現任)
(株)名古屋三越取締役(現任)
(株)岩田屋取締役(現任)
- 2020年4月 当社代表取締役副社長執行役員CMO (現任)
※CMO (チーフ・マーチャンダイジング&マーケティング・オフィサー)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹取締役、(株)名古屋三越取締役、(株)岩田屋三越取締役

取締役候補者とした理由

入社以来、紳士服、婦人服などを中心に従事し、海外の事業子会社への出向経験も含め、長らく営業部門を牽引してきました。その後(株)札幌丸井三越代表取締役社長執行役員、当社グループ人財本部長、(株)三越伊勢丹百貨店事業本部長を歴任。2019年4月には当社代表取締役副社長執行役員CMOに就任し、グループ全体の商品政策など、グループの事業活動において卓越したリーダーシップを発揮しております。その幅広く豊富な経験により、当社グループの企業価値向上に大きく貢献できると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。



4 ^い ^{ぐら} ^{ひで} ^{ひこ} 伊倉秀彦 (1964年7月5日生)

再任



所有する当社の株式数
8,300株

略歴、地位、および担当

- 1987年4月 (株)伊勢丹入社
- 2014年4月 (株)エムアイカード取締役専務執行役員
(株)エムアイ友の会代表取締役社長
- 2017年4月 (株)三越伊勢丹イノベーションズ代表取締役社長
- 2018年4月 当社執行役員経営企画部門長
- 2019年4月 当社常務執行役員CFO
※CFO (チーフ・フィナンシャル・オフィサー)
(株)三越伊勢丹取締役(現任)
(株)エムアイカード取締役(現任)
- 2019年6月 当社取締役常務執行役員CFO(現任)
(株)ジェイアール西日本伊勢丹取締役 (現任)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹取締役、(株)エムアイカード取締役、(株)ジェイアール西日本伊勢丹取締役

取締役候補者とした理由

入社後早くから米国やタイへ海外出向し財務経理部門や事業リストラクチャリングなどを経験。帰国後は当社の経営企画部門、エムアイカード社の経営などに携わる中でM&A業務や外部提携業務、構造改革案件を広く担当してまいりました。2018年からは当社経営企画部門長に就任、2019年4月からはCFO、同年6月からは取締役に就任し、グループ全体の予算・投資などにおいて手腕を発揮しております。その財務面・経営面での幅広い経験とスキルにより当社グループの更なる企業価値向上に寄与できると考え、同氏を引き続き取締役候補者としました。

招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

5 にし やま
西山

しげる
茂 (1960年2月9日生)

新任



所有する当社の株式数
16,479株

略歴、地位、および担当

- 1982年4月 (株)伊勢丹入社
- 2011年4月 (株)三越伊勢丹フードサービス取締役執行役員管理本部長兼経営企画室長
- 2012年4月 (株)三越伊勢丹常勤監査役
- 2016年4月 当社理事経営戦略本部国内関連事業部長
- 2017年4月 (株)三越伊勢丹執行役員関連事業本部関連事業企画部長
- 2018年4月 当社執行役員総務部門長
(株)三越伊勢丹執行役員総務部門長
- 2019年4月 当社執行役員グループ総務部門長
- 2020年4月 当社常務執行役員総務統括部長兼CRO (現任)
※CRO (チーフ・リスク・オフィサー)
(株)三越伊勢丹取締役 (現任)
(株)三越伊勢丹ニッコウトラベル取締役 (現任)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹取締役、(株)三越伊勢丹ニッコウトラベル取締役

取締役候補者とした理由

入社以来長らく経理部門を担当し、国内外の子会社への出向中においては、経理のほか管理部門、経営企画部門などに従事し、幅広い経験を積んでまいりました。その後、(株)三越伊勢丹常勤監査役、国内の関連事業の統括責任者などを経て、2018年には当社の総務部門長に就任。2020年4月からは総務統括部長兼CROとして、グループ全体の総務、経理、人事ならびにリスクマネジメント、コンプライアンス機能を統括しつつ、リスク発生時の統括・指揮を担当しております。その業務部門を中心とした豊富な経験の中で培った知見により、当社グループの更なる企業価値向上に貢献できると判断し、同氏を取締役候補者としました。



6 白井 俊徳 (1959年1月28日生)

新任



所有する当社の株式数
24,875株

略歴、地位、および担当

- 1982年4月 (株)伊勢丹入社
- 2008年3月 同執行役員
- 2008年4月 当社執行役員経営戦略本部企画推進部長
- 2011年4月 当社執行役員経営戦略本部経営企画部長
- 2012年4月 当社取締役執行役員経営戦略本部経営企画部長
- 2013年6月 当社執行役員経営戦略本部経営企画部長
- 2014年4月 当社執行役員経営戦略本部企画推進部長
- 2016年1月 (株)三越伊勢丹イノベーションズ代表取締役社長
- 2016年4月 当社常務執行役員経営戦略本部企画開発推進部長
- 2017年4月 当社常務執行役員経営戦略本部長
(株)三越伊勢丹取締役
- 2017年6月 当社取締役常務執行役員経営戦略本部長
- 2018年4月 当社取締役常務執行役員CSRO
※CSRO (チーフ・ストラテジー・アンド・リストラクチャリング・オフィサー)
- 2019年4月 当社取締役常務執行役員社長付
- 2019年6月 当社常勤監査役 (現任)
(株)エムアイカード監査役(現任)
(株)三越伊勢丹ニッコウトラベル監査役 (現任)

重要な兼職の状況

(株)エムアイカード監査役、(株)三越伊勢丹ニッコウトラベル監査役

取締役候補者とした理由

入社以来、経理部門などに従事した後、国内外の事業子会社に出向し総務や経理、および当該会社の経営全般を幅広く担当しました。その後は一貫して経営戦略部門に従事し、当社取締役常務執行役員就任後は、2017年に経営戦略本部長、2018年にCSRO(チーフ・ストラテジー・アンド・リストラクチャリング・オフィサー)として事業構造の改革に取り組みました。2019年6月からは当社常勤監査役に就任し、グループの事業に対する深い見識を活かして監査を行ってまいりました。その幅広い経験と専門性の高いスキルにより、指名委員会等設置会社へ移行する当社のガバナンスの高度化に大きく貢献できるものと考え、同氏を取締役候補者としてしました。

招集(通知)

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

7 くぼ やま みちこ
久保山 路子 (1956年4月16日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数
1,000株

略歴、地位、および担当

- 1980年4月 花王石鹸(株) (現花王(株)) 入社
- 2006年4月 同商品広報部部长
- 2011年4月 同商品広報センター センター長
- 2011年9月 多摩大学大学院 客員教授 (現任)
- 2016年5月 花王(株) 生活者研究部コミュニケーションフェロー (現任)
- 2017年6月 (株)ジャックス社外取締役
- 2018年6月 当社社外取締役 (現任)
- 2019年6月 (株)三井住友銀行 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

花王(株) 生活者研究部コミュニケーションフェロー、(株)三井住友銀行社外取締役

社外取締役候補者とした理由

花王(株)で商品広報センター・センター長を務めるなど、主に商品開発やマーケティングの部門に従事。現在は同社生活者研究部コミュニケーションフェローを務めると同時に、マーケティングに関する豊富な経験から多摩大学大学院客員教授として教鞭を執るなど多彩に活躍されています。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、当社社外取締役には2018年より就任し、その豊富な経験に基づき、消費者をはじめとした多様な視点から有益な助言をいただいております。引き続き独立した立場から業務執行に対して適切な助言および監督をいただくことが当社のガバナンス向上に大きく寄与するものと考え、同氏を取締役候補者としました。



8 いい じま まさ み
飯島 彰 己

(1950年9月23日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、および担当

- 1974年4月 三井物産(株)入社
- 2008年4月 同常務執行役員
- 2008年6月 同代表取締役常務執行役員
- 2008年10月 同代表取締役専務執行役員
- 2009年4月 同代表取締役社長
- 2015年4月 同代表取締役会長（現任）
- 2016年6月 (株)リコー社外取締役（現任）
- 2018年7月 ソフトバンクグループ(株)社外取締役（現任）
- 2019年6月 当社社外取締役(現任)
日本銀行参与（現任）

重要な兼職の状況

- 三井物産(株)代表取締役会長
- (株)リコー社外取締役
- ソフトバンクグループ(株)社外取締役
- 日本銀行参与

社外取締役候補者とした理由

日本を代表する総合商社である三井物産(株)の経営者として卓越した手腕を発揮し、同社の成長に大きな役割を果たされてきました。現在は代表取締役会長として同社の取締役会議長を務め、経営の監督者としての立場から同社のコーポレート・ガバナンスを推進されています。当社取締役会においては、その豊富な経営の経験に基づいた有益な助言をいただいております。引き続き独立した立場から業務執行に対して適切な助言および監督をいただくことが当社のガバナンス向上に大きく寄与するものと考え、同氏を取締役候補者としました。

※飯島氏が代表取締役会長を務める三井物産(株)における役割は、主として経営の監督を行うことであり、執行役員を兼務せず、日常の業務執行には関与されていません。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

9

ど い み わ こ
土井美和子

(1954年6月2日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、および担当

1979年4月 東京芝浦電気(株) (現(株)東芝) 入社
 2005年7月 (株)東芝 研究開発センター ヒューマンセントリックラボラトリー技監
 2006年7月 同研究開発センター技監
 2008年7月 同研究開発センター首席技監
 2014年4月 独立行政法人 (現国立研究開発法人) 情報通信研究機構監事 (現任)
 2015年6月 (株)野村総合研究所社外取締役 (現任)
 2017年4月 奈良先端科学技術大学院大学理事 (非常勤) (現任)
 2019年6月 当社社外取締役(現任)
 2020年4月 東北大学理事(非常勤) (現任)

重要な兼職の状況

国立研究開発法人情報通信研究機構監事
 (株)野村総合研究所社外取締役
 奈良先端科学技術大学院大学理事 (非常勤)
 東北大学理事 (非常勤)

社外取締役候補者とした理由

(株)東芝における情報技術分野の研究者・責任者を務め、同分野の専門家として多数の功績を上げられております。現在は国立研究開発法人情報通信研究機構の監事を務めるとともに、奈良先端科学技術大学院大学や東北大学の理事としても活躍されています。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、当社取締役会においては、その豊富な情報技術分野の経験に基づき、新時代のプラットフォームを目指す当社にとって有益な助言をいただいております。引き続き独立した立場から業務執行に対して適切な助言および監督をいただくことが当社のガバナンス向上に大きく寄与するものと考え、同氏を取締役候補者としてしました。



10 お や ま だ
小 山 田

たかし
隆 (1955年11月2日生)

再 任

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数
2,000株

略歴、地位、および担当

- 1979年4月 (株)三菱銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行
- 2009年1月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 常務執行役員
- 2009年6月 同常務取締役
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役
- 2012年5月 (株)三菱東京UFJ銀行常務執行役員
- 2013年5月 同専務執行役員
- 2014年6月 同副頭取
- 2015年5月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ副社長執行役員
- 2015年6月 同取締役代表執行役副社長グループC〇〇
- 2016年4月 (株)三菱東京UFJ銀行頭取
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役
- 2017年6月 (株)三菱東京UFJ銀行取締役
- 2017年6月 同特別顧問
- 2018年4月 (株)三菱UFJ銀行特別顧問 (現任)
- 2018年6月 公益財団法人日本国際問題研究所代表理事・副会長 (現任)
- 2018年12月 三菱総研DCS(株)社外取締役 (現任)
- 2019年6月 当社社外取締役(現任)
三菱電機(株)社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

- (株)三菱UFJ銀行特別顧問
- 公益財団法人日本国際問題研究所代表理事・副会長
- 三菱総研DCS(株)社外取締役
- 三菱電機(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由

国内トップクラスのメガバンクである(株)三菱東京UFJ銀行 (当時) の経営者として手腕を発揮されました。長年にわたる金融機関での経験の中で培われた財務に関する深い知識を備えられており、当社の社外取締役に就任以降は、その財務に関する専門的知識や経営についての高い見識から取締役会において有益な助言をいただいております。独立した立場から業務執行に対して適切な助言および監督をいただくことが当社のガバナンス向上に大きく寄与するものと考え、同氏を引き続き取締役候補者としました。

※小山田氏が特別顧問を務める(株)三菱UFJ銀行における役割は、主として財界、社会貢献活動であり、経営には関与されておりません。

※小山田氏は、(株)三菱UFJ銀行 (当時(株)三菱東京UFJ銀行) の頭取を退任し、3年が経過しております。

招集(通知)

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

11 ひら た たけ お
平田竹男 (1960年1月16日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、および担当

1982年4月 通商産業省（現経済産業省）入省
2001年1月 経済産業省資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油・天然ガス課長
2002年7月 財日本サッカー協会専務理事
2006年4月 早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授（現任）
2007年3月 楽天(株)社外監査役（現任）
2013年8月 内閣官房参与（現任）
2016年7月 日本スポーツ産業学会会長（現任）
2017年6月 当社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授
楽天(株)社外監査役
内閣官房参与
日本スポーツ産業学会会長

社外取締役候補者とした理由

Jリーグの発足や2002年サッカーワールドカップの日本招致に携わるなど、日本におけるスポーツビジネスの振興に大きく貢献されてきました。現在は早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授として教鞭を執られるとともに、内閣官房参与としても活躍されています。同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、これまで当社社外監査役として、その多岐に亘る豊富な知見により適切な助言・提言をいただいております。指名委員会等設置会社へ移行後の当社取締役会においても、独立した立場から適切な助言・監督をいただくことは当社のガバナンス向上に大きく寄与するものと考え、同氏を取締役候補者としてしました。



12 ふる かわ ひで とし 古川 英俊

(1955年7月16日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、および担当

- 1979年4月 (株)三井銀行（現(株)三井住友銀行）入行
- 2005年6月 (株)三井住友銀行執行役員バンコック支店長
- 2008年4月 同執行役員法人部門、国際部門副責任役員
- 2009年4月 同常務執行役員名古屋営業部担当、名古屋法人営業本部長
- 2011年4月 同常務執行役員投資銀行部門統括責任役員
- 2012年4月 同取締役兼専務執行役員投資銀行部門統括責任役員
- 2013年4月 同取締役兼専務執行役員企業金融部門統括責任役員
- 2014年4月 同代表取締役兼副頭取執行役員グローバルコーポレートバンキング本部長
- 2015年6月 (株)S M B C信託銀行代表取締役社長兼最高執行役員
- 2018年6月 同取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

(株)S M B C信託銀行取締役会長

社外取締役候補者とした理由

国内有数のメガバンクである(株)三井住友銀行において長年にわたり経験を積み、同社副頭取などを経て、2015年に(株)SMBC信託銀行代表取締役社長兼最高執行役員に就任し、外資系金融機関の国内個人向け事業を統合して新ブランドを立ち上げるなど、同社の革新的で質の高いサービスの提供に大きく貢献されました。2018年には同社取締役会長に就任。金融機関の経営者としての豊富な経験と財務に関する専門知識により、当社の取締役会において独立した立場から適切な助言・監督をいただくことは、当社のガバナンス向上に大きく寄与するものと考え、同氏を取締役候補者としました。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

13 はし もと ふく たか
橋本副孝 (1954年7月6日生)



所有する当社の株式数
0株

新任

社外取締役候補者

独立役員

略歴、地位、および担当

1979年4月 弁護士登録、新家猛法律事務所（現東京八丁堀法律事務所）入所
2000年4月 第二東京弁護士会副会長
2006年4月 日本弁護士連合会常務理事
2008年1月 東京八丁堀法律事務所代表パートナー弁護士・所長（現任）
2012年4月 第二東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長
2014年3月 キリンホールディングス(株)社外監査役
2015年6月 損害保険ジャパン日本興亜(株)(現損害保険ジャパン(株)) 社外監査役(現任)

重要な兼職の状況

東京八丁堀法律事務所代表パートナー弁護士・所長、損害保険ジャパン(株)社外監査役

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり弁護士として第一線で活動を続けてこられ、2008年には東京八丁堀法律事務所の代表パートナー弁護士・所長に就任。弁護士活動の傍ら数社の企業の社外監査役を務めるとともに、年金記録問題の第三者委員会の委員や原子力損害賠償紛争審査会の特別委員をされるなど、国家的課題の解決にも尽力されております。同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、その企業法務に代表される高度かつ幅広い専門知識をもとに、当社の取締役会において独立した立場から適切な助言・監督をいただくことは、当社のガバナンス向上に大きく寄与するものと考え、同氏を取締役候補者としてしました。

- (注記) 1.土井美和子氏は、2020年6月18日付をもって(株)野村総合研究所の社外取締役を退任する予定であります。
- 2.小山田隆氏は、当社グループの主要取引先金融機関である(株)三菱UFJ銀行の特別顧問であります。同氏は(株)三菱UFJ銀行の経営に関与していないため、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。また、その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 3.当社の子会社である(株)エムアイカードは、同社が供給するクレジットカード「エムアイカードプラスゴールド」に係る役務の取引について、不当品類および不当表示防止法第5条第1号または第2号に該当する不当な表示を行っていたとして、消費者庁より2019年7月8日付で措置命令を、2020年3月24日付で課徴金納付命令を受けました。日頃より久保山路子氏、飯島彰己氏、土井美和子氏、小山田隆氏は当社取締役会において、平田竹男氏は当社監査役会および取締役会において法令順守の観点から様々な提案を行ってまいりましたが、本事態の判明後においても当社取締役会での審議を通じて当社および同子会社を含む当社グループにおける再発防止策の策定と、全従業員への本事態の周知ならびに社員教育の強化に尽力いたしております。
- 4.久保山路子、飯島彰己、土井美和子、小山田隆の4氏とは、当社は定款の定めにより責任限定契約を締結しており、その内容は4氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。4氏の再任が承認された場合、当社は4氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。さらに、非業務執行取締役候補者である赤松憲、白井俊徳の2氏および社外取締役候補者である平田竹男、古川英俊、橋本副孝の3氏の選任が承認された場合、当社は新たに上記と同様の責任限定契約を5氏との間で締結する予定であります。
- 5.当社は、久保山路子、飯島彰己、土井美和子、平田竹男の4氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ております。また4氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定し両取引所に届け出る予定であります。さらに、小山田隆、古川英俊、橋本副孝の3氏の選任が承認された場合、新たに3氏を独立役員として指定し両取引所に届け出る予定であります。
- 6.久保山路子氏の戸籍上の氏名は岩崎路子であります。



【ご参考】各取締役が所属を予定する委員会について
本議案が承認された場合、各委員会の構成は以下のとおりです。(◎は委員長)

候補者番号	氏名	指名委員会	報酬委員会	監査委員会	備考
1	赤松 憲				取締役会議長
2	杉江 俊彦	○			代表執行役
3	竹内 徹				代表執行役
4	伊倉 秀彦				執行役
5	西山 茂		○		執行役
6	白井 俊徳			◎	
7	久保山 路子 (社外)			○	
8	飯島 彰己 (社外)	◎	○		
9	土井 美和子 (社外)	○	◎		
10	小山田 隆 (社外)	○		○	
11	平田 竹男 (社外)		○		
12	古川 英俊 (社外)	○		○	
13	橋本 副孝 (社外)			○	

【ご参考】 ≪独立社外役員の独立性基準≫

当社は、社外取締役を独立役員として指定するにあたって、その独立性を判断するため、「三越伊勢丹ホールディングス社外役員の独立性に関する基準」を独自に定めており、以下のいずれにも該当しない社外役員を独立役員として指定しております。

- ①当社グループの業務執行者
- ②当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行取締役、執行役、支配人
- ③当社グループの主要な取引先またはその業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者
- ④当社グループの主要な借入先の業務執行者
- ⑤当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- ⑥当社の発行済総株式数の5%以上の株式を保有している株主またはその業務執行者
- ⑦過去3年間において上記①から⑤に該当していた者
- ⑧上記①から⑤の配偶者または二親等以内の親族

なお、②③の「主要な取引先」とは「当社と当該取引先の連結ベースの年間取引額が、過去3年間において1度でも両者いずれかの連結ベースの年間総取引額の1%を超える取引があった取引先」を、④の「主要な借入先」とは「当社グループの借入金残高が、事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える借入先」を、⑤の「一定額」とは「過去3年間のいずれかの年度において1千万円以上」を意味します。

以上

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

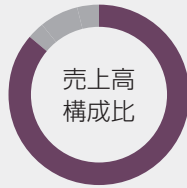
(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、米中による関税引き上げの一部発動による対立で、両国経済の減速が世界経済の減速に波及するリスクの中で推移しました。国内は、2019年10月に消費税率の引き上げにより、個人消費の駆け込み需要はあったものの、その後反動減が続き、厳しい環境下で推移しました。また、夏季は長梅雨で長雨と低気温が続き、一方、冬は記録的暖冬となる等、小売業において天候不順や自然災害がマイナス影響を及ぼしました。雇用・所得は、比較的安定して推移しましたが、1月下旬以降は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、訪日外国人の急減に加え、日本国内もウイルスの感染拡大を防止するために消費行動を自粛する動きが高まり、内外需要とも急速に落ち込み、不確実性が高まりました。

このような中であって、当社グループは2018年11月に発表した「三越伊勢丹グループ3ヶ年計画」において掲げた目指す姿「オンラインとオフラインのマッチングプラットフォーム」の実現に向けて、2019年度は、ビジネスモデルの革新に取り組んでまいりました。私たちの原点である「人と時代をつなぐ三越伊勢丹グループ」の確立に向け、お客さまとモノ・コト・情報を「オフライン（店舗）とオンライン（デジタル）でマッチング（つなぐ）」することで新たな価値を創造してまいります。

また、2019年度は、伊勢丹相模原店、伊勢丹府中店、新潟三越など収益力に課題のあった大型店舗を営業終了し、加えて三越恵比寿店の営業終了を決定するなど、大規模構造改革に一定の目途をつけました。引き続き、ビジネスモデル転換に向けた事業基盤の整備、抜本的コスト構造改革を進めてまいります。

上記の取り組みを進めた結果、当連結会計年度の連結決算につきましては、売上高は1兆1,191億円余（前連結会計年度比93.5%）、営業利益は156億円余（同53.6%）、経常利益は197億円余（同61.8%）、親会社株主に帰属する当期純損失は111億円余（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益134億円余）となりました。



売上高
構成比

百貨店業

86.9%

売上高

1兆355億円 前期比 93.2%

営業利益

22億円 前期比 14.4%

百貨店業におきましては、消費税増税前の駆け込み需要や基幹店のリモデル効果があり、宝飾品等の高額品は好調に推移しました。また、コスト構造改革に本格着手し、販売管理費の削減をいたしました。一方、想定を超える消費税増税の反動減、台風や新型コロナウイルス感染症予防の対策として行った店舗の営業自粛や営業時間の短縮が大きく影響し、既存店ベースで前年実績を大幅に下回りました。

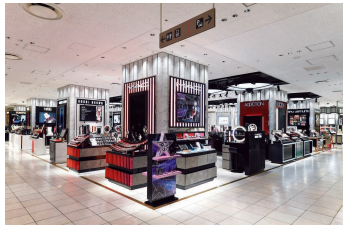
その中でも、お客さまの価値観や市場環境が大きく変化している中で、デジタルを活用した最高レベルのサービスを提供するために業務フロー・販売手法をはじめ店舗ビジネスモデルの抜本的な見直しを行い、当期は基幹店において以下の取り組みに具体的に着手しました。

伊勢丹新宿本店においては、新しい価値の創出と差別化を行い、心の豊かさを創造できるようリモデルを行いました。化粧品フロアは、リアルな場の体験価値向上のために、2019年9月に本館2階にスキンケアを中心としたフロアが、11月には本館1階にメイクアップ・フレグランスフロアが完成しました。婦人靴フロアでは商品・コトの充実に加え、デジタルを活用した新サービスも導入しました。ジュエリーやウォッチについても体験価値向上に取り組みました。

三越日本橋本店においては、2018年度からのリモデルを通じて、環境、サービス、商品を磨き上げてまいりました。2018年10月の第1期リモデルオープンに続き、本館では2019年5月に屋上日本橋庭園、8月に紳士フロア、ウォッチギャラリー、11月にジュエリーギャラリー、2020年3月に三越コンテンポラリーギャラリーがオープンしました。特選ティックも改装を終え、第2期リモデルが完成いたしました。新館では、2月に「ビックカメラ日本橋三越」に加え、理美容室と写真室もオープンいたしました。また、3月には三越が保有する文化財や歴史資料の展示スペース「三越アーカイブス日本橋」がオープンいたしました。

店舗だけでは提供できない商品の拡大や購買手段の多様化を進めるため、新たなオンラインビジネスに取り組んでいます。2019年10月には、ワイシャツオンラインカスタムオーダーサービス「Hi TAILOR (ハイ・テラー)」、SNSやメールで贈り物ができるオンラインギフトティック「MOO:D MARK by ISETAN (ムードマークバイイセタン)」、三越伊勢丹クオリティの商品を集めた「三越伊勢丹ふるさと納税」を立ち上げ、2020年3月にはスタイリストがチャットでカウンセリングし定期的に洋服をお届けする「DROBE (ドロブ)」をスタートさせています。

なお、限られた経営資源を新たな成長分野へ再配分するため、収益性に課題のあった伊勢丹相模原店・伊勢丹府中店・新潟三越の営業を終了し、また、三越恵比寿店の営業終了を決定いたしました。店舗の営業終了に伴うご不便につきまして、深くお詫び申し上げますとともに今までの支援やご愛顧に心より御礼申し上げます。



伊勢丹新宿本店 本館1階 化粧品



三越日本橋本店 本館1階
三越アーカイブス日本橋

招集(通知)

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類



売上高
構成比

クレジット・金融・友の会業

3.2%

売上高

385億円 前期比 98.7%

営業利益

56億円 前期比 88.3%

クレジット・金融・友の会業におきましては、株式会社エムアイカードが、百貨店カードおよび外部企業との提携カードの新規会員獲得やカードの利用促進による取扱高の拡大に取り組みました。

その結果、ショッピング総取扱高は1兆681億円（前年比97.5%）となりました。これは、通販分野やコンビニ・スーパーでの利用促進施策により取扱高が大きく伸長する一方、期中におけるグループ百貨店の営業終了（伊勢丹相模原店・伊勢丹府中店）や消費税増税後の売上減および2月以降の新型コロナウイルスの影響による売上減により、グループ百貨店内での取扱高が減少し、前述の結果となりました。

また、営業拡大の取り組みの一環として、外部企業との提携カードの発行にも注力しており、当年度においては新たに14社との提携カードを発行し、今後の取扱高および収益の拡大につなげてまいります。



売上高
構成比

不動産業

3.0%

売上高

353億円 前期比 73.3%

営業利益

59億円 前期比 76.7%

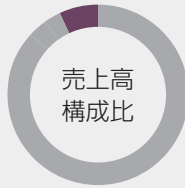
不動産業におきましては、グループの成長の一翼を担うべく事業のさらなる強化を図ってまいりました。

前年度は株式会社三越伊勢丹不動産による分譲マンションの販売実績があったため、当年度はその反動減を主な要因として、売上高・営業利益ともに前年実績には及びませんでした。

レジデンス事業においては、保有する12物件を中心に引き続き高稼働を維持し、安定的な収益を確保いたしました。

また、建装・デザイン事業においては、受注物件数が増えたことで、業績も堅調に推移いたしました。

海外においては、野村不動産株式会社とフィリピン大手不動産会社Federal Land Incorporatedとの共同事業による、フィリピンでの複合不動産開発プロジェクトに継続して取り組み、レジデンスの販売に加え、2021年に予定する商業施設棟の開業準備を進めております。



その他

6.9%

売上高

824億円 前期比 92.6%

営業利益

16億円 (前期は営業損失3億円)

その他の事業におきましては、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズの業務内製化による外注費等の削減効果や、株式会社三越伊勢丹ギフト・ソリューションズの事業構造見直しおよび株式会社スタジオアルタの収益改善等により営業利益が大きく改善いたしました。

その他の個別事業につきましては、旅行事業の株式会社三越伊勢丹ニッコウトラベル（株式会社ニッコウトラベルと株式会社三越伊勢丹旅行が2019年4月に経営統合）において、上期は大型連休特需もあり、海外事業における主力のクルーズ船ツアーが好調に推移いたしました。年度末にかけて世界的な新型コロナウイルス感染症の影響で、海外旅行を中心に大幅に減収という結果となりました。

美容事業の株式会社ソシエ・ワールドにおいては、主力であるエステティック事業の競合環境激化や新規顧客の獲得が低迷したこと、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上高は前年実績を下回る結果となりました。今後の業績回復に向け、不採算店舗の閉鎖、さらなるコスト削減に取り組んでまいります。

引き続き「お客さまの生活のさまざまなシーンでお役に立つこと」の実現に向けて、新たな価値提供をめざしてまいります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額の総額は380億円余となりました。その主なものは、株式会社三越伊勢丹における設備投資で285億円余です。

(3) 対処すべき課題

人口減少・少子高齢化、グローバル化、デフレ、税と社会保障など、わが国の社会的な多くの課題がある中で、当社グループを取り巻く環境は急速に変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、わが国経済への打撃も深刻なものとなり、厳しい経済状況が続くことを想定する必要があります。今後、社会や経済の在り方が大きく変わっていくことが予想され、今回の経験が、生活におけるデジタル技術等の利用を加速させる契機となる可能性があります。世界でデジタルシフトが一気に進み、消費者行動に大きな変化を与え、新ビジネスが創出される可能性も秘めています。

デジタルを活用した社会活動が飛躍的に増加する中で、古い事業構造が残ったままとなれば、これから進む経済社会構造の変化に対応できず、淘汰される可能性があります。当社はこのようなリスクを踏まえて、主体的・積極的にビジネスの在り方や生活様式の変更に対応し、従来の百貨店ビジネスモデルから、新たな小売モデルへの転換が必要です。

このような変化に対応するため、当社グループは、3ヶ年計画において掲げている目指す姿「オンラインとオフラインのマッチングプラットフォーム」の実現に向けたデジタル化をはじめとした各施策を継続して推進していきます。あわせて、抜本的コスト構造改革、基盤整備を継続しつつ、ビジネスモデル改革に向けた取組みや、アフターコロナを見据えた変化に向けて、重点戦略を確実に加速させてまいります。

重点取組①「収支構造改革の推進」

当社は、成長に向けた重点戦略の推進と並行して、徹底したコスト構造改革を継続してまいりました。今回の新型コロナウイルス感染症による甚大な影響を鑑み、お客さまや従業員の安心・安全に向けた取組みを確保しつつ、コスト削減策の実行や、投資をゼロベースで見直しする等、危機感をもって取り組んでまいります。

引き続き、今まで当たり前としてきた常識、ノウハウ、仕組み、業務、全ての項目において聖域なく見直し、ビジネスモデル改革と連動した抜本的なコスト構造改革を進めることにより、宣伝費、地代家賃、人件費の抜本的な販売管理費の削減を進めてまいります。

大規模店舗構造改革には一定の目処がつかしましたが、引き続きグループにおける各事業の方向性、役割・位置付けを明確化することで、事業ポートフォリオの組替え、再構築を進めてまいります。

重点取組②「小売（百貨店）事業のビジネスモデル改革」

環境の変化・お客さまのニーズの変化に対応していくため、当社は新しい小売事業のビジネスモデルの確立をめざしています。そのために「店舗モデル改革」「オンラインとオフラインのシームレス化」「グループカスタマー・リレーションシップ・マネージメント(CRM)の推進・マーケティング強化」を推進してまいりました。

このたび、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、社会や消費行動が大きく変わっていき、一層、多様化するニーズや消費者のデジタルシフトに対応するため、店舗のみでなく、お客さまがオンラインとオフラインを自由に行き来し、どこでも最新で最高の顧客体験を提供できるよう「オンラインとオフラインのシームレス化」の推進を加速してまいります。本年6月に新しいシームレスサイト・アプリを立ち上げ、新アプリを活用することで、今後、店舗に置けない品揃えも含め幅広い商品を提供していきます。

あわせて、デジタル会員化を進め、お客さまとの関係性強化、One to oneを実現することで、欲しい情報を欲しい時に提供できる環境を整備し、顧客満足度向上をめざします。将来的に蓄積した購買をはじめとした様々な情報によりマーケティングを一層強化し、新規事業の創出にもつなげていきます。

店舗モデル改革に向けては、お客さまのニーズを的確に把握し、商品展開やMDバランスを適正化し、リアル店舗ならではの「価値」「体験」を提供することで顧客支持の高い商業施設をめざします。そのための業務フローの見直しや、そのための店舗リモデルを進めてまいります。

重点取組③「不動産事業・金融事業への取組み強化」

国内における保有不動産の有効活用による中長期的な収益拡大に向けた事業の検討を進め、不動産事業の強化を図ってまいります。不動産価値最大化に向けて、地域の再開発に参画することで街づくりに関わりつつ、商業を核とした当社ならではのコンセプトでの複合用途化によりバリューアップを実現し、新たな事業展開を検討してまいります。



商業施設運営はより強化し、国内においては、横浜や国分寺に続く新たな商業施設の運営を検討してまいります。海外においては、フィリピンにて進めている小売と不動産のコラボレーションを推進します。

金融事業につきましては、当社グループのカード会社である「株式会社エムアイカード」を中心に、決済手段の多様化への対応やお客さまのウォレットシェア拡大に向けて、新たな金融サービスメニュー拡充の方向性を検討しております。既存の百貨店カードや外部企業との提携カードの会員の量的拡充を図るとともに、付帯サービスの質的向上に努めてまいります。

重点取組④「コーポレート・ガバナンス体制の強化」

中期経営計画の早期・確実な達成に向けて、当社傘下の事業会社へ権限と責任を委譲し、経営の意思決定を迅速化するとともに機動的な業務執行体制の構築をめざしてまいりました。このたび、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化のため、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ企業統治形態を移行いたします。経営における監督と執行の分離をより明確にし、取締役会による監督機能の強化と執行のスピードアップを図ってまいります。

従前の体制ややり方を抜本的に見直し、今後一刻も早く企業構造改革・競争力強化を実現していきます。あわせて、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報管理体制などの内部統制システムの強化に取り組み、企業価値の向上と持続的成長をめざしてまいります。

◇新型コロナウイルス感染症の影響及び対応

世界規模で拡大する新型コロナウイルス感染症により、百貨店業界は2020年に入り大幅なマイナス基調にて推移しています。この未曾有の危機の中、当社は事業継続計画に基づく緊急対策本部において、グループ全体が必要となる様々な対応をスピードをもって進めております。緊急事態宣言下における外出自粛要請に応え、お客さま、従業員の安心・安全を第一に考え、4月に入り臨時休業（一部店舗は部分休業や時間短縮）を実施いたしました。あわせて足元業績が悪化して推移する中、一定のリスクシナリオを想定して十分な手元流動性を確保すべく、資金調達を行っております。

今後、「安全・安心志向」「働き方改革」「デジタルシフト」等、生活様式や消費行動の大きな変化が見込まれます。その中で、安全・安心確保の取組みを徹底するとともに、お客さまのニーズにお応えする提供価値や、新しいコミュニケーションのあり方を再設定してまいります。

また今後も予測される、外出や消費行動の自粛や、訪日外国人の渡航自粛の継続など、経営上の大きなマイナス影響を踏まえ事業計画の見直しなど機動的な対応を行います。

新型コロナウイルス感染拡大による店舗等の休業により、多大なるご迷惑・ご心配をおかけいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。状況が一刻も早く改善することを願いますとともに、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

セグメント情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注記) 1	合計	調整額 (注記) 2	連結計算書類 計上額 (注記) 3
	百貨店業	クレジット・ 金融・ 友の会業	不動産業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,032,785	23,015	32,237	1,088,038	31,153	1,119,191	－	1,119,191
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,803	15,579	3,161	21,545	51,264	72,809	△72,809	－
計	1,035,589	38,595	35,399	1,109,583	82,418	1,192,001	△72,809	1,119,191
セグメント利益	2,203	5,669	5,970	13,843	1,618	15,462	217	15,679
セグメント資産	996,345	208,068	150,310	1,354,725	45,137	1,399,862	△176,062	1,223,800
その他の項目								
減価償却費	19,581	2,935	990	23,507	6,339	29,846	△211	29,635
減損損失（注記）4	11,015	－	894	11,910	2,960	14,870	－	14,870
持分法適用会社への投資額	77,618	－	－	77,618	－	77,618	－	77,618
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	31,006	1,251	532	32,791	5,524	38,315	△260	38,055

(注記) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業、美容業等を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額217百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2)セグメント資産の調整額△176,062百万円は、セグメント間債権債務消去等であります。

(3)減価償却費の調整額△211百万円は、セグメント間未実現利益であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△260百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間未実現利益等であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 連結損益計算書においては、上記減損損失のうち、4,026百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

国内百貨店業の売上高

会社別・店別	金額 (百万円)	構成比 (%)	前年比 (%)	
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店	133,013	22.8	91.9
	三越銀座店	82,818	14.2	90.8
	伊勢丹新宿本店	274,066	47.0	94.9
	伊勢丹立川店	34,915	6.0	96.4
	伊勢丹浦和店	38,284	6.6	94.5
	伊勢丹相模原店 (注記) 1	11,555	2.0	61.5
	伊勢丹府中店 (注記) 1	8,549	1.4	61.5
合計	583,203	100.0	91.9	
(株)札幌丸井三越	61,116	—	93.5	
(株)函館丸井今井	7,438	—	102.1	
(株)仙台三越	30,184	—	93.2	
(株)新潟三越伊勢丹	42,922	—	97.5	
(株)静岡伊勢丹	17,718	—	93.1	
(株)名古屋三越	64,332	—	95.5	
(株)広島三越	13,732	—	98.1	
(株)高松三越	21,532	—	94.7	
(株)松山三越	11,731	—	89.6	
(株)岩田屋三越	107,163	—	91.4	
(株)ジェイアール西日本伊勢丹 (注記) 2	64,463	—	95.0	

(注記) 1. 伊勢丹相模原店、伊勢丹府中店は2019年9月に営業終了しております。

2. 当社の持分法適用関連会社であります。

(株)三越伊勢丹の商品別売上高

商品別	金額 (百万円)	構成比 (%)	前年比 (%)
衣料品	201,871	34.6	89.0
身のまわり品	72,439	12.4	91.4
雑貨	133,209	22.8	94.9
家庭用品	20,405	3.5	86.0
食料品	126,377	21.7	96.6
その他	28,899	5.0	86.6
合計	583,203	100.0	91.9

(4) 財産および損益の状況の推移

① 当社および子会社からなる企業集団の財産および損益の状況の推移

項目	期	第9期	第10期	第11期	第12期
		【2016年度】 2016年4月～2017年3月	【2017年度】 2017年4月～2018年3月	【2018年度】 2018年4月～2019年3月	【2019年度】 2019年4月～2020年3月 〈当連結会計年度〉
売上高	(百万円)	1,253,457	1,256,386	1,196,803	1,119,191
営業利益	(百万円)	23,935	24,413	29,229	15,679
経常利益	(百万円)	27,418	27,325	31,995	19,771
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	14,976	△960	13,480	△11,187
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	38.27	△2.47	34.58	△28.90
総資産	(百万円)	1,312,074	1,275,535	1,247,427	1,223,800
純資産	(百万円)	579,782	588,091	585,715	550,161
1株当たり純資産	(円)	1,460.32	1,478.74	1,475.74	1,426.61
自己資本比率	(%)	43.36	45.19	46.14	44.32

- (注記) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式を控除した株式数) により算出しております。
2. 第11期より国際財務報告基準に準拠した在外連結子会社の消化仕入取引について、売上総利益相当額を売上高に計上する純額表示に変更しており、第10期についても遡及適用後の売上高を記載しております。
3. 第10期において、第9期に行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第9期の総資産については暫定的な会計処理の確定の内容を反映させています。
4. 第11期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」を適用したため、第10期についても遡及適用後の総資産を記載しております。
5. 第12期より、国際財務報告基準に準拠した財務諸表を連結している在外連結子会社等について国際財務報告基準第16号「リース」を適用しております。



②当社単体の財産および損益の状況の推移

項 目	期	第9期	第10期	第11期	第12期
		【2016年度】 2016年4月～2017年3月	【2017年度】 2017年4月～2018年3月	【2018年度】 2018年4月～2019年3月	【2019年度】 2019年4月～2020年3月 ＜当事業年度＞
営業収益	(百万円)	35,970	15,572	14,542	18,624
営業利益	(百万円)	24,641	8,345	5,195	10,846
経常利益	(百万円)	23,479	7,054	4,559	8,894
当期純利益又は 当期純損失 (△)	(百万円)	22,381	2,539	△8,697	5,723
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	57.19	6.52	△22.31	14.78
総資産	(百万円)	784,322	741,614	718,654	742,872
純資産	(百万円)	467,488	465,692	452,583	443,836
1株当たり純資産	(円)	1,195.09	1,189.52	1,155.16	1,162.61
自己資本比率	(%)	59.36	62.52	62.69	59.50

(注記) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

(5) 重要な子会社等の状況 (2020年3月31日現在)

①子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	本店所在地	事業内容
(株)三越伊勢丹	10,000百万円	100.0	東京都新宿区	百貨店業
(株)札幌丸井三越	100百万円	100.0	北海道札幌市中央区	百貨店業
(株)函館丸井今井	50百万円	100.0	北海道函館市	百貨店業
(株)仙台三越	50百万円	100.0	宮城県仙台市青葉区	百貨店業
(株)新潟三越伊勢丹	100百万円	100.0	新潟県新潟市中央区	百貨店業
(株)静岡伊勢丹	100百万円	100.0	静岡県静岡市葵区	百貨店業
(株)名古屋三越	50百万円	100.0	愛知県名古屋市中区	百貨店業
(株)広島三越	50百万円	100.0	広島県広島市中区	百貨店業
(株)高松三越	50百万円	100.0	香川県高松市	百貨店業
(株)松山三越	50百万円	100.0	愛媛県松山市	百貨店業
(株)岩田屋三越	100百万円	100.0	福岡県福岡市中央区	百貨店業
伊勢丹 (中国) 投資有限公司	60,371千米ドル	100.0	中国 上海市	百貨店業
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	5,000千米ドル	80.0	中国 上海市	百貨店業
天津伊勢丹有限公司	2,100千米ドル	100.0	中国 天津市	百貨店業
天津滨海新区伊勢丹百貨有限公司	12,000千米ドル	100.0	中国 天津市	百貨店業
成都伊勢丹百貨有限公司	18,019千米ドル	100.0	中国 四川省成都市	百貨店業
イセタン (シンガポール) Ltd.	20,625千シンガポールドル	52.7	シンガポール	百貨店業
イセタン (タイランド) Co., Ltd.	290,000千バーツ	49.0	タイ バンコク市	百貨店業
イセタンオブジャパンSdn. Bhd.	20,000千マレーシアリング	100.0	マレーシア クアラルンプール市	百貨店業
米国三越 INC.	25,000千米ドル	100.0	アメリカ フロリダ州	百貨店業
イタリア三越S.r.l.	5,118千ユーロ	100.0	イタリア ローマ市	百貨店業
(株)エムアイカード	1,100百万円	100.0	東京都中央区	クレジット・金融業

(注記) 当社の出資比率は、(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)新潟三越伊勢丹、(株)静岡伊勢丹、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越および(株)エムアイカードは直接保有、その他は間接保有であります。

②持分法適用関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	本店所在地	事業内容
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	100百万円	40.0	京都府京都市下京区	百貨店業
(株)三越伊勢丹アイムファシリティーズ	50百万円	33.4	東京都中央区	不動産業
(株)エムアイフードスタイル	100百万円	34.0	東京都新宿区	小売業
新光三越百貨股份有限公司	12,459百万台湾ドル	43.4	台湾 台北市	百貨店業

(注記) 当社の出資比率は、(株)ジェイアール西日本伊勢丹は直接保有、(株)三越伊勢丹アイムファシリティーズおよび(株)エムアイフードスタイルは間接保有、新光三越百貨股份有限公司は直接保有および間接保有であります。



③特定完全子会社の状況

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社三越伊勢丹	東京都新宿区新宿三丁目14番1号	431,287百万円	742,872百万円

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当企業集団は、百貨店業、クレジット・金融・友の会業、不動産業およびその他の4事業を行っております。

(7) 主要な営業所および事業所 (2020年3月31日現在)

①百貨店業<国内>

名称	所在地	
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店	東京都中央区日本橋室町一丁目4番1号
	三越銀座店	東京都中央区銀座四丁目6番16号
	伊勢丹新宿本店	東京都新宿区新宿三丁目14番1号
	伊勢丹立川店	東京都立川市曙町二丁目5番1号
	伊勢丹浦和店	埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目15番1号
(株)札幌丸井三越	丸井今井札幌本店	北海道札幌市中央区南一条西二丁目11番地
	札幌三越店	北海道札幌市中央区南一条西三丁目8番地
(株)函館丸井今井	北海道函館市本町32番15号	
(株)仙台三越	宮城県仙台市青葉区一番町四丁目8番15号	
(株)新潟三越伊勢丹	新潟県新潟市中央区八千代一丁目6番1号	
(株)静岡伊勢丹	静岡県静岡市葵区呉服町一丁目7番地	
(株)名古屋三越	栄店	愛知県名古屋市中区栄三丁目5番1号
	星ヶ丘店	愛知県名古屋市中区千種区星ヶ丘元町14番14号
(株)広島三越	広島県広島市中区胡町5番1号	
(株)高松三越	香川県高松市内町7番1号	
(株)松山三越	愛媛県松山市一番町三丁目1番地1	
(株)岩田屋三越	岩田屋本店	福岡県福岡市中央区天神二丁目5番35号
	岩田屋久留米店	福岡県久留米市天神町一丁目1番地
	福岡三越店	福岡県福岡市中央区天神二丁目1番1号
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	ジェイアール京都伊勢丹	京都府京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地

招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

<海外>

名称	所在地
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	中国 上海市
天津伊勢丹有限公司	中国 天津市
成都伊勢丹百貨有限公司	中国 四川省成都市
天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司	中国 天津市
イセタン (シンガポール) Ltd.	シンガポール
イセタン (タイランド) Co., Ltd.	タイ バンコク市
イセタンオブジャパン Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール市
米国三越 INC.	アメリカ フロリダ州
イタリア三越S.r.l.	イタリア ローマ市
新光三越百貨股份有限公司	台湾 台北市

②クレジット・金融・友の会業

名称	所在地
(株)エムアイカード	東京都中央区晴海一丁目8番12号
(株)エムアイ友の会	東京都中央区晴海一丁目8番12号

③不動産業

名称	所在地
(株)三越伊勢丹不動産	東京都新宿区歌舞伎町二丁目44目番1号



(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

当社および子会社からなる企業集団の従業員の状況

	従業員数 (名)	前期末比較増減
百貨店業	8,739	416名減
クレジット・金融・友の会業	653	20名減
不動産業	353	99名減
その他	2,708	223名減
合計	12,453	758名減

(注記) 臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。

(9) 主要な借入先および借入額 (2020年3月31日現在)

当社および子会社からなる企業集団の主要な借入先

借入先名	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	10,750
株式会社三井住友銀行	10,849
三井住友信託銀行株式会社	5,000
シンジケートローン	45,000

2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,500,000,000株

(2) 発行済株式の総数

当事業年度末 396,100,954株 (前期末比較増減 406,200株増)

(注記) うち自己株式数は、15,938,328株であります。

(3) 株主数

当事業年度末 252,890名 (前期末比較増減 23,124名増)

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	37,642,200	9.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	24,242,400	6.38
公益財団法人三越厚生事業団	13,667,832	3.60
三越伊勢丹グループ取引先持株会	8,169,378	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	7,022,900	1.85
清水建設株式会社	6,200,000	1.63
JP MORGAN CHASE BANK 385151	6,141,025	1.62
明治安田生命保険相互会社	5,697,279	1.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	5,383,600	1.42
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	4,797,868	1.26

(注記) 持株比率は自己株式 (15,938,328株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年11月7日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議し、以下のとおり実施しました。

①自己株式の取得を行った理由

中長期的な資本効率の向上を図るとともに、今後の経営環境に応じた資本政策の実現を可能にする為

②取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|-----------------------|
| i. 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| ii. 株式の取得期間 | 2019年11月8日～2020年1月27日 |
| iii. 取得した株式の総数 | 10,234,400株 |
| iv. 取得価格の総額 | 9,999,982,400円 |
| v. 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |



3 会社役員に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役 会長	赤松 憲	(株)三越伊勢丹取締役会長 日本百貨店協会会長
代表取締役 社長執行役員 (CEO)	杉江 俊彦	(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員
代表取締役副社長執行役員 CMO	竹内 徹	(株)三越伊勢丹取締役 (株)名古屋三越取締役 (株)岩田屋三越取締役
取締役 常務執行役員 CAO	武藤 隆明	(株)三越伊勢丹取締役 (株)仙台三越取締役 (株)新潟三越伊勢丹取締役
取締役 常務執行役員 CFO	伊倉 秀彦	(株)三越伊勢丹取締役 (株)ジェイアール西日本伊勢丹取締役 (株)エムアイカード取締役
社外取締役	久保山 路子	花王(株)生活者研究部コミュニケーションフェロー (株)三井住友銀行社外取締役
社外取締役	飯島 彰己	三井物産(株)代表取締役会長 (株)リコー社外取締役 ソフトバンクグループ(株)社外取締役 日本銀行参与
社外取締役	土井 美和子	国立研究開発法人情報通信研究機構監事 (株)野村総合研究所社外取締役 奈良先端科学技術大学院大学理事
社外取締役	小山田 隆	(株)三菱UFJ銀行特別顧問 公益財団法人日本国際問題研究所代表理事・副会長 三菱総研DCS(株)社外取締役 三菱電機(株)社外取締役
常勤監査役	瀧野 良夫	(株)ジェイアール西日本伊勢丹監査役 (株)ソシエ・ワールド監査役
常勤監査役	白井 俊徳	(株)エムアイカード監査役 (株)三越伊勢丹ニッコウトラベル監査役
社外監査役	宮田 孝一	(株)三井住友銀行取締役会長 ソニー(株)社外取締役 大樹生命保険(株)社外取締役
社外監査役	藤原 宏高	弁護士法人ひかり総合法律事務所代表弁護士
社外監査役	平田 竹男	早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授 楽天(株)社外監査役 内閣官房参与 日本スポーツ産業学会会長

(注記) 1.赤松憲氏は2020年5月8日付で日本百貨店協会会長を退任しております。

2.武藤隆明氏は2020年4月1日付で(株)三越伊勢丹ホールディングス取締役常務執行役員CAO兼(株)三越伊勢丹取締役兼(株)仙台三越取締役兼(株)新潟三越伊勢丹取締役から(株)三越伊勢丹ホールディングス取締役へ地位・担当または重要な役職が変更になっております。

- 3.白井俊徳氏は、経理部門を担当した後、経営戦略部門での経験が長く、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4.当社は社外取締役の久保山路子氏、飯島彰己氏、土井美和子氏と社外監査役の藤原宏高氏、平田竹男氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ております。
- 5.当社の子会社である(株)エムアイカードは、同社が供給するクレジットカード「エムアイカードプラスゴールド」に係る役務の取引について、不当景品類および不当表示防止法第5条第1号又は第2号に該当する不当な表示を行っていたとして、消費者庁より2019年7月8日付で措置命令を、2020年3月24日付で課徴金納付命令を受けました。日頃より久保山路子氏、飯島彰己氏、土井美和子氏、小山田隆氏は当社取締役会において、宮田孝一氏、藤原宏高氏、平田竹男氏は当社監査役会および取締役会において法令順守の観点から様々な提案を行っていましたが、本事態の判明後においても当社取締役会での審議を通じて当社および同子会社を含む当社グループにおける再発防止策の策定と、全従業員への本事態の周知ならびに社員教育の強化に尽力いたしております。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

① 新任<2019年6月17日付>

取締役常務執行役員 伊倉 秀彦
 社外取締役 飯島 彰己
 社外取締役 土井美和子
 社外取締役 小山田 隆
 常勤監査役 白井 俊徳

② 退任<2019年6月17日付>

取締役常務執行役員 白井 俊徳
 社外取締役 槍田 松瑩
 社外取締役 井田 義則
 社外取締役 永易 克典
 常勤監査役 竹田 秀成

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役久保山路子氏、飯島彰己氏、土井美和子氏、小山田隆氏、常勤監査役瀧野良夫氏、白井俊徳氏、および社外監査役宮田孝一氏、藤原宏高氏、平田竹男氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	定額報酬		役員賞与		ストックオプション	
	支給人員(名)	支給額(百万円)	支給人員(名)	支給額(百万円)	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役	13	227	—	—	5	66
(うち社外)	(7)	(48)	(—)	(—)	(—)	(—)
監査役	6	80	—	—	—	—
(うち社外)	(3)	(30)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	19	307	—	—	5	66
	(10)	(78)	(—)	(—)	(—)	(—)

- (注記) 1.取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はございません。
- 2.上記には2019年6月17日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名(うち社外取締役3名)および監査役1名が含まれております。
- 3.当社の役員賞与は、次頁「会社従業員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針」にあるとおり、業績に連動する算定方法を導入しておりますが、当期につきましてはその算定結果に関わらず、2019年度の業績の大幅な悪化を勘案し、取締役賞与は支給しないものとしたします。
- 4.ストックオプションにつきましては、2009年6月29日開催の第1回定時株主総会の決議に基づき、2019年6月17日開催の取締役会で決議し、同年7月2日に付与され権利が確定した新株予約権の公正な評価額の総計でございます。

(5) 会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

①取締役の報酬を決定するに当たっての方針

当社は以下の4点を基本方針としております。

1. 株主と役員との利害一致の促進
2. 業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大（社外取締役は含まず）
3. 目標達成時には競合企業との比較において遜色のない水準の提供（社外取締役は含まず）
4. 評価方法や報酬決定方法の客観性と透明性の確保

具体的な報酬体系は以下の3つで構成されております。

- ・毎月定額で支払われる「基本報酬」
月額報酬を、取締役全体で2,300万円としております。
- ・短期的なインセンティブとして年に一度業績に連動して支払われる「賞与」
月額報酬の6か月分を基準額とし、支給額は各取締役（会長および社外取締役を除く）の目標達成度により0～200%の範囲で変動いたします。
- ・中長期インセンティブとして企業価値に連動する「ストックオプション」
取締役（社外取締役を除く）に対し、年間基本報酬額の50%相当の新株予約権を付与いたします。

なお、監査役の報酬は、月額定額で支払われる「基本報酬」のみといたしております。

②上記方針に係る手続き

役員報酬の具体的水準や賞与における目標設定については、客観性・透明性を確保するべく、当社の「役員報酬ガイドライン」に基づき指名報酬委員会にて審議し取締役会で決定しております。

なお、指名報酬委員会においては、役員報酬制度が当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとしてより一層機能するよう、報酬全体に占める短期・中長期業績との連動部分の比率や株式報酬制度のあり方等、抜本的な検討を行っております。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社の関係

	重要な兼職先である法人等と当社の関係
取締役 久保山路子	当社グループは、花王(株)との間に特別の関係はありません。 また、当社および当社グループは(株)三井住友銀行との間に借入金等の取引関係があります。その借入額は当社の直近の連結総資産の2%未満であります。
取締役 飯島 彰己	当社子会社は、三井物産(株)との間に商品等の販売に関する取引がありますが、前事業年度における取引額は当社連結売上高の1%未満であります。 当社グループは(株)リコー、ソフトバンクグループ(株)、日本銀行との間に特別の関係はありません。
取締役 土井美和子	当社グループは国立研究開発法人情報通信研究機構、(株)野村総合研究所、奈良先端科学技術大学院大学との間に特別な関係はありません。
取締役 小山田 隆	(株)三菱UFJ銀行は、当社発行株式の1.1%を有する株主であります。 当社および当社グループは、(株)三菱UFJ銀行との間に借入金等の取引関係があります。その借入額は当社の直近の連結総資産の2%未満であります。 また、当社グループは、公益財団法人日本国際問題研究所、三菱総研DCS(株)、三菱電機(株)との間に特別な関係はありません。
監査役 宮田 孝一	当社および当社グループは、(株)三井住友銀行との間に借入金等の取引関係があります。その借入額は当社の直近の連結総資産の2%未満であります。 また、大樹生命保険(株)との間に取引関係がありますが、保険契約等に関する一般的な内容であり、一般株主との利益相反となるような特別の関係はありません。 当社グループは、ソニー(株)との間に特別の関係はありません。
監査役 藤原 宏高	当社グループは、弁護士法人ひかり総合法律事務所との間に特別の関係はありません。
監査役 平田 竹男	当社グループは、早稲田大学、楽天(株)、日本スポーツ産業学会との間に特別の関係はありません。



②当事業年度における主な活動

区分	氏名	主な活動状況
取締役	久保山路子	当事業年度中に開催の取締役会15回のうちすべてに出席し、これまでの多彩な職歴による見識から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。また、任意の諮問委員会である指名報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	飯島 彰己	2019年6月17日の就任以降、当事業年度中に開催の取締役会12回のうち10回に出席し、経営全般にわたり客観的な立場から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。また、任意の諮問委員会である指名報酬委員会の委員長を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	土井美和子	2019年6月17日の就任以降、当事業年度中に開催の取締役会12回のうちすべてに出席し、情報技術分野をはじめとする高い専門的知見から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。また、任意の諮問委員会である指名報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	小山田 隆	2019年6月17日の就任以降、当事業年度中に開催の取締役会12回のうちすべてに出席し、実業界における幅広い経営執行の経験から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。また、任意の諮問委員会である指名報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
監査役	宮田 孝一	当事業年度中に開催の監査役会16回のうちすべてに、また取締役会15回のうちすべてに出席し、金融業界における幅広い経験を踏まえ、議案・審議等に対して意見を述べる等、監査役として必要な発言を行っております。
監査役	藤原 宏高	当事業年度中に開催の監査役会16回のうちすべてに、また取締役会15回のうちすべてに出席し、主に法律の専門家の見地から、議案・審議等に対して意見を述べる等、監査役として必要な発言を行っております。
監査役	平田 竹男	当事業年度中に開催の監査役会16回のうち13回に、また取締役会15回のうち12回に出席し、これまでの豊富な職歴による経験から、議案・審議等に対して意見を述べる等、監査役として必要な発言を行っております。

なお、取締役会の実効性向上の一環として、社外取締役と監査役会（常勤監査役および社外監査役）との意見交換会ならびに社外役員（社外取締役・社外監査役）と代表取締役との意見交換会を年1回ずつ開催し、当社グループの経営課題への認識やめざすべき方向性等について幅広く意見交換を行い、社外役員の当社についての理解促進や役員間でのコミュニケーション向上に役立てました。

招集（通知）

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	104百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	-百万円
合計	104百万円
③当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	232百万円

(注記) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社のうち、イセタン（シンガポール）Ltd.、イセタン（タイランド）Co., Ltd.およびイセタンオブジャパン Sdn. Bhd.は当社の会計監査人以外の監査法人（プライスウォーターハウスクーパース）に計算関係書類の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ株主の皆様への利益還元を行っております。

配当につきましては、経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案しながら、安定的な配当水準を維持することを基本姿勢としておりますが、中長期的には利益成長にあわせた安定的な増配をめざしてまいります。

なお、次期の配当につきましては、昨今の新型コロナウイルスによる当社事業への影響等を勘案したうえで、総合的に判断させていただきたく、現時点では未定とさせていただきます。

6 コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

《基本的な考え方》

当社グループは、お客さま・従業員・株主・お取引先・地域社会といったステークホルダーと良好な関係を構築するとともに、株主総会、取締役会、会計監査人等、法律上の機能制度を整備・強化し、経営機構改革とあわせて、コーポレート・ガバナンス改革を推進しております。その一環として、当社のあるべき機関設計について継続的に議論してまいりました結果、一層のガバナンスの高度化を図ることを目的に、本株主総会の第2号議案でのご承認を前提に、指名委員会等設置会社へ移行するという判断に至りました。

指名委員会等設置会社への移行を契機に、企業活動の透明性をさらに高めるとともに、コンプライアンス経営に徹し、当社グループに関わるすべてのステークホルダーの皆様に対し提供すべき様々な価値の創造に努め、皆様からより一層信頼される企業グループをめざし、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の強化、内部統制システムの充実などにこれからも継続的に取り組んでまいります。

《取締役会、法定3委員会、および執行体制等について》

指名委員会等設置会社への移行後の取締役会と法定3委員会の責務、および執行側の体制・機関は以下のとおりです。

＜取締役会の責務＞

執行と監督の役割を明確に分離し、取締役会での決議を要する案件は原則として法定のものに限定し、取締役会は経営に関する大局的な審議を中心に行うとともに、業務執行に対する監督とモニタリングを強化してまいります。ガバナンス強化を鑑み、社外取締役を過半で構成し、社内の非業務執行取締役を議長といたします。

＜法定3委員会の責務＞

①指名委員会

役員「指名」に関する審議や意思決定を役員選任基準を明確化したうえ、社外取締役の主導により客観性・透明性高行ってまいります。そのために、人事考課等の客観的指標の活用や対象者との接点拡大等により社外取締役の主体的な判断が可能となるよう取り組んでまいります。

②報酬委員会

指名委員会同様、役員「報酬」に関する審議や意思決定を社外取締役の主導で行い、ガバナンスのさらなる向上を図ってまいります。役員「企業価値向上に向けたインセンティブ」の在り方等、役員報酬制度について課題と方向性を審議のうえ、社外取締役が個別報酬案の妥当性を主体的に判断できるように、人事考課等の様々な客観的指標を活用してまいります。

③監査委員会

執行役および取締役の職務執行の適法性・妥当性をモニタリングし、監査を通じた監督機能を強化します。また、内部監査部門およびグループ各社の監査役と連携してグループ全体の監査の充実を図ります。

＜執行側の体制・機関＞

チーフオフィサーおよび主要部門の業務執行責任者を「執行役」に選任のうえ、執行側の意思決定および審議の機関として「執行役会」を設置し、取締役会から権限委譲された事項を含むグループの重要事項に関して審議と意思決定を行います。

《役員「指名」に関する方針》

当社では、役員「指名」に関する前提として、「役員在任年齢上限規程」により在任の上限年齢と再任の上限を役位ごとに定め、適切なローテーションを促しております。そのうえで、CEOの選任および再任可否を含む役員「指名」については、透明性・公正性を確保するために、指名委員会等設置会社への移行前の体制において次のように取り組んでまいりました。

◆CEOの選任および再任可否の判断

(i) 現任CEOの再任可否の判断

指名報酬委員会において、就任時にCEO本人より想定在任期間のコミットメント（必達目標）を提案し、その是非を審議。翌年以降は、CEOより進捗状況や今後の見通し等を説明の後、CEO本人は退席のうえ、委員である社外取締役4名にて再任の可否を審議してまいりました。

(ii) CEOの後継者計画（サクセッションプラン）

指名報酬委員会において、次期CEO候補者のリストアップ、CEOに求められる必要要件の明確化、各候補者の育成計画や今後経験させるべき分野への異動配置案等を定期的に報告・共有したうえで、社外取締役が候補者をモニタリングできる機会を積極的に設けてまいりました。

なお、指名委員会等設置会社への移行後においても、CEOの選任および再任可否の判断については指名委員会における最重要事項に位置づけ、そのあり方を委員会で積極的に審議し、これまでの取り組みのさらなる高度化を図ってまいります。

◆取締役候補者の指名を行うにあたっての方針

取締役については、高い倫理観とともに、幅広くかつ専門性の高い知識とスキルを有した多様なメンバーで構成されるよう考慮しております。特に社外取締役については、その客観的かつ専門的な視点からの幅広い意見を積極的に取り入れ、バランスの取れた経営を行うために、異なる分野・業界から、実業界で執行経験を十分に積んだ方を中心に招聘しております。

指名委員会の発足後は、取締役候補者を含む、当社の役員選任基準の一層の明確化に努めてまいります。

《役員「報酬」に関する方針》

当社の現在の役員報酬についての基本方針と構成は46ページに記載のとおりです。

体制移行後の報酬委員会においては、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして役員報酬制度がより一層機能するよう、業績への連動方法や株式報酬のあり方等について積極的に審議してまいります。

《取締役会実効性評価》

当社では、社内外の取締役・監査役全員への個別アンケートによる取締役会実効性評価を実施してまいりました。アンケートでは取締役会の構成や審議内容、事務局によるサポート等の運営面や、役員「指名」や「報酬」の決定プロセス等について、定量・定性の両面から評価しております。

2019年度の評価結果では、定量的な設問全体の平均点が「標準的なレベル」を一定程度上回っており、全体感として当社取締役会の実効性はしっかりと確保されていることを確認いたしました。一方、個別の設問においては、議題の設定や議事進行、社外役員への事前の情報提供等を中心に改善す



べき点が浮き彫りとなったため、並行して進めていた指名委員会等設置会社への移行の検討に反映させており、体制移行を契機として抜本的な改善を図ってまいります。

《政策保有株式に関する方針》

◆当社の政策保有株式の方針

当社グループは、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められる場合を除き、原則として政策保有株式を取得・保有しないことを基本方針としております。既に保有する政策保有株式については、毎年取締役会において、保有目的、取引状況、配当収益など、定量面と定性面から総合的に継続保有の合理性を検証しておりますが、政策保有株式縮減に向けて、市場環境や保有銘柄の状況等を勘案しつつ段階的に売却を進めてまいります。

◆政策保有株式に係る議決権の行使基準

政策保有株式の議決権の行使については、当該会社の持続的な企業価値の向上に繋がるか否か、また当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、各議案について適切に議決権を行使してまいります。

◆政策保有株主から売却の意向が示された場合の対応方針

当社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）から売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆することなど、売却等を妨げる行為は行いません。

（注記）本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示桁未満の端数がある場合、これを切り捨ててあります。また、比率については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入してあります。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	1,223,800
流動資産	272,313
現金及び預金	74,301
受取手形及び売掛金	119,441
有価証券	1,718
たな卸資産	41,580
その他	39,007
貸倒引当金	△3,736
固定資産	951,353
有形固定資産	734,972
建物及び構築物	170,907
土地	533,433
建設仮勘定	5,525
使用権資産	4,914
その他	20,191
無形固定資産	40,762
ソフトウェア	18,044
のれん	15
その他	22,702
投資その他の資産	175,618
投資有価証券	108,743
長期貸付金	229
差入保証金	47,968
退職給付に係る資産	3,539
繰延税金資産	10,110
その他	5,201
貸倒引当金	△173
繰延資産	133
社債発行費	133
合計	1,223,800

科目	金額
負債の部	673,639
流動負債	381,313
支払手形及び買掛金	79,742
短期借入金	21,401
コマーシャル・ペーパー	50,000
未払法人税等	2,897
商品券	77,374
賞与引当金	10,447
ポイント引当金	9,870
商品券回収損引当金	32,799
その他	96,779
固定負債	292,325
社債	40,000
長期借入金	64,146
繰延税金負債	128,011
退職給付に係る負債	36,150
関係会社事業損失引当金	100
持分法適用に伴う負債	1,651
その他	22,266
純資産の部	550,161
株主資本	538,115
資本金	50,790
資本剰余金	322,985
利益剰余金	183,644
自己株式	△19,304
その他の包括利益累計額	4,229
その他有価証券評価差額金	1,523
繰延ヘッジ損益	43
為替換算調整勘定	4,625
退職給付に係る調整累計額	△1,962
新株予約権	1,857
非支配株主持分	5,958
合計	1,223,800

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨<ご参考>

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)



(単位：百万円)

科目	金額	
売上高	1,119,191	
売上原価	796,489	
売上総利益	322,702	
販売費及び一般管理費	307,023	
営業利益	15,679	
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,520	
持分法による投資利益	2,228	
未回収商品券受入益	5,928	
固定資産受贈益	5,231	
その他	1,499	16,409
営業外費用		
支払利息	942	
固定資産除却損	1,233	
商品券回収損引当金繰入額	5,873	
その他	4,267	12,316
経常利益	19,771	
特別利益		
固定資産売却益	6,637	
投資有価証券売却益	2,450	
事業譲渡益	649	
その他	14	9,751
特別損失		
固定資産処分損	4,293	
減損損失	10,844	
投資有価証券評価損	771	
店舗閉鎖損失	6,988	
事業構造改善費用	8,928	31,826
税金等調整前当期純損失	△2,303	
法人税、住民税及び事業税	4,544	
法人税等調整額	5,767	10,312
当期純損失	△12,615	
非支配株主に帰属する当期純損失	△1,428	
親会社株主に帰属する当期純損失	△11,187	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,281
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,965
財務活動によるキャッシュ・フロー	20,259
現金及び現金同等物に係る換算差額	△141
現金及び現金同等物の増減額	26,433
現金及び現金同等物の期首残高	50,147
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額	△0
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	79
現金及び現金同等物の期末残高	76,659

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅村 一彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 関口 依里 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 衣川 清隆 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	742,872
流動資産	187,242
現金及び預金	52,181
関係会社短期貸付金	138,336
未収還付法人税等	1,925
未収収益	7,652
その他	236
貸倒引当金	△13,090
固定資産	555,499
有形固定資産	2
器具及び備品	2
投資その他の資産	555,497
投資有価証券	513
関係会社株式	452,539
関係会社長期貸付金	102,100
繰延税金資産	341
その他	2
繰延資産	129
社債発行費	129
合計	742,872

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	299,035
流動負債	190,489
短期借入金	16,799
関係会社短期借入金	121,492
コマーシャル・ペーパー	50,000
未払金	66
未払費用	1,760
賞与引当金	91
その他	279
固定負債	108,545
社債	40,000
長期借入金	64,100
関係会社事業損失引当金	2,794
債務保証損失引当金	1,651
純資産の部	443,836
株主資本	441,979
資本金	50,790
資本剰余金	397,799
資本準備金	19,138
その他資本剰余金	378,660
利益剰余金	12,696
その他利益剰余金	12,696
繰越利益剰余金	12,696
自己株式	△19,308
新株予約権	1,857
合計	742,872

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)



(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
受取配当金	10,604	
経営指導料	7,376	
役務収益	644	18,624
販売費及び一般管理費		7,778
営業利益		10,846
営業外収益		
受取利息	1,284	
その他	235	1,520
営業外費用		
支払利息	1,166	
その他	2,305	3,472
経常利益		8,894
特別利益		
関係会社清算益	343	343
特別損失		
貸倒引当金繰入額	1,185	
関係会社事業損失引当金繰入額	2,240	3,426
税引前当期純利益		5,811
法人税、住民税及び事業税	3	
法人税等調整額	84	88
当期純利益		5,723

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅村 一彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 関口 依里 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 衣川 清隆 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的及び必要に応じて報告を受け説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要な確認をいたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 なお、事業報告に記載のとおり、子会社の株式会社エムアイカードは2019年7月8日に消費者庁から不当景品類及び不当表示防止法に基づく措置命令、2020年3月24日に課徴金納付命令を受けました。監査役会は、当社及び子会社が同法を含む法令遵守の徹底に取り組んでいることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

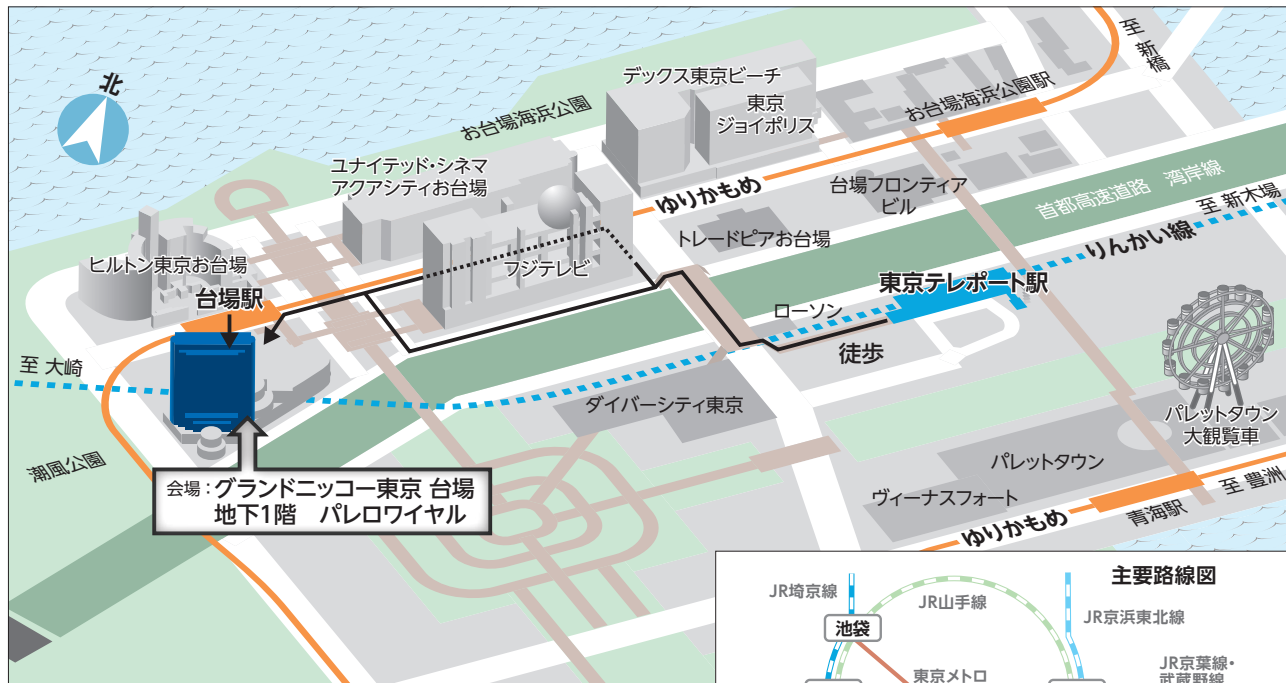
2020年5月11日

株式会社	三越伊勢丹ホールディングス	監査役会
	常勤監査役	白井俊徳
	常勤監査役	瀧野良夫
	社外監査役	宮田孝一
	社外監査役	藤原宏高
	社外監査役	平田竹男

以上

定時株主総会会場 ご案内図

会場 東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場
地下1階 パレロワイヤル



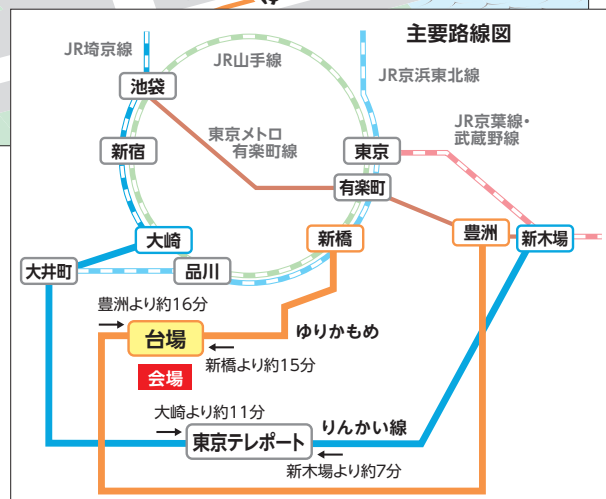
最寄駅

ゆりかもめ 台場駅直結 (改札を出て右にお進みください)
りんかい線 東京テレポート駅より徒歩 約15分

路線バス 路線バスもご利用いただけます。

お台場レインボーバス (田町駅東口または品川駅港南口 (東口)
→グランドニッコー東京 台場下車)
(所要時間20分から25分前後)

本年は、総会会場と東京テレポート駅との送迎バスは運行いたしません。



駐車場・駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車・自転車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

【株主総会のお土産に関するお知らせ】

・本年より、株主総会のお土産はご用意いたしておりません。また、お飲み物のお渡しもございませんのでご了承くださいませようお願い申し上げます。



法令及び定款に基づく インターネット開示事項

1. 会社の新株予約権等に関する事項
(2020年3月31日現在)
2. 業務の適正を確保するための体制の
整備に関する事項
3. 連結株主資本等変動計算書
4. 連結注記表
5. 株主資本等変動計算書
6. 個別注記表
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.imhds.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

1. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社取締役および当社監査役が保有している新株予約権等の状況

	名 称	個数(個)	保有者数(名)
取締役 (社外を除く)	第 18 回 新株予約権	117	1
	第 19 回 新株予約権	95	1
	第 20 回 新株予約権	108	1
	第 21 回 新株予約権	206	3
	第 23 回 新株予約権	171	3
	第 25 回 新株予約権	198	4
	第 27 回 新株予約権	212	3
	第 29 回 新株予約権	529	4
	第 31 回 新株予約権	480	4
	第 33 回 新株予約権	773	5
取締役 (社外)	該当ありません。		
監査役 (社外を除く)	第 13 回 新株予約権	88	1
	第 15 回 新株予約権	60	1
	第 16 回 新株予約権	60	1
	第 17 回 新株予約権	89	1
	第 18 回 新株予約権	89	1
	第 19 回 新株予約権	89	1
	第 20 回 新株予約権	82	1
	第 21 回 新株予約権	58	1
	第 22 回 新株予約権	66	1
	第 23 回 新株予約権	103	2
	第 25 回 新株予約権	98	2
	第 27 回 新株予約権	68	1
	第 29 回 新株予約権	85	1
	第 31 回 新株予約権	77	1
監査役 (社外)	該当ありません。		

上記の新株予約権の内容の概要は以下のとおりであります。

第13回新株予約権（2010年2月26日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 975個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 97,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり88,200円（1株あたり882円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2011年4月1日から2026年2月26日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第15回新株予約権（2011年2月15日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 930個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 93,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり97,000円（1株あたり970円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2012年3月1日から2027年2月15日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第16回新株予約権（2011年2月15日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,966個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 196,600株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり97,000円（1株あたり970円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2012年3月1日から2027年2月15日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第17回新株予約権（2012年2月17日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 2,450個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 245,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり84,500円（1株あたり845円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2013年3月1日から2028年2月17日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第18回新株予約権（2012年2月17日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,496個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 149,600株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり84,500円（1株あたり845円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2013年3月1日から2028年2月17日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第19回新株予約権（2013年2月15日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 2,053個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 205,300株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり88,500円（1株あたり885円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2014年3月1日から2029年2月15日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第20回新株予約権（2013年2月15日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,540個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 154,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり88,500円（1株あたり885円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2014年3月1日から2029年2月15日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第21回新株予約権（2014年2月14日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,800個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 180,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり114,600円（1株あたり1,146円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2015年3月1日から2030年2月14日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第22回新株予約権（2014年2月14日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 611個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 61,100株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり114,600円（1株あたり1,146円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2015年3月1日から2030年2月14日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第23回新株予約権（2015年2月17日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,514個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 151,400株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり169,000円（1株あたり1,690円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2016年3月1日から2031年2月17日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第25回新株予約権（2016年2月16日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,307個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 130,700株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり126,600円（1株あたり1,266円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2017年3月1日から2032年2月16日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第27回新株予約権（2017年2月14日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,962個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 196,200株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり133,600円（1株あたり1,336円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2018年3月1日から2033年2月14日
- ・新株予約権の主な行使条件
当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第29回新株予約権（2017年10月13日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,683個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 168,300株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり121,400円（1株あたり1,214円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2018年11月1日から2033年10月13日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第31回新株予約権（2018年7月3日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,045個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 104,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり130,200円（1株あたり1,302円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2019年8月1日から2034年7月3日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第33回新株予約権（2019年7月2日発行）

- ・新株予約権の数（発行時点） 1,233個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点） 当社普通株式 123,300株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり85,400円（1株あたり854円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円（1株あたり1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間 2019年8月1日から2034年7月2日
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

(2) 当事業年度中に当社の執行役員ならびに子会社の執行役員に交付した新株予約権等の状況

当事業年度中に当社の執行役員に交付した新株予約権の内容の概要は、(1)に記載の第33回新株予約権のとおりであります。また、当事業年度中に当社の子会社の執行役員に交付した新株予約権の内容の概要は、下記に記載の第34回新株予約権のとおりであります。

なお、交付状況は以下のとおりでございます。

	交付日	行使価額	行使期間	個数(個)	交付者数(名)
当社の執行役員 (当社の取締役を兼ねているものを除く)	2019年7月2日	1円	2020年8月1日から2035年7月2日まで	460	6
子会社の執行役員 (子会社の取締役の取締役および当社の執行役員を兼ねている者を除く)	同上	同上	同上	892	12

第34回新株予約権(2019年7月2日発行)

- ・新株予約権の数(発行時点) 1,284個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 128,400株(新株予約権1個につき100円)
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり85,400円(1株あたり854円)
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個あたり100円(1株あたり1円)
- ・新株予約権を行使することができる期間 2020年8月1日から2035年7月2日まで
- ・新株予約権の主な行使条件

当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員(当社のグループ役員規程に定義される。)のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

2. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

内部統制システムの基本方針

株式会社三越伊勢丹ホールディングス（以下「当社」という。）は、健全かつ透明性の高いグループ経営と企業価値の最大化を図るため、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備する。

1. コンプライアンス体制

「当該株式会社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

- (1) 取締役会を「取締役会規程」に則り月1回定例開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令及び定款違反行為を未然に防止する。
- (2) 総務統括部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。
- (3) 取締役会の意思決定の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を社外取締役とする。
- (4) 内部監査部門として、独立した専門部署を設置する。内部監査は「内部監査規程」に基づき、内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性を監査する。
- (5) 当社および当社グループにおいて不正行為等があった場合に、その事実を速やかに認識し、自浄的に改善するため、従業員等からの内部通報窓口として「三越伊勢丹グループホットライン」を設置する。

2. リスクマネジメント体制

「当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- (1) 事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。
- (2) リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。
- (3) リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、周知・徹底させる。
- (4) 内部監査部門の監査により、当社のリスクの早期発見、解決を図る。
- (5) 反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。

3. 財務報告に係る内部統制体制

「財務報告の適正性を確保するための体制」（金融商品取引法第24条の4の4）

- (1) 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。
- (2) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行うとともに、当該リスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。

- (3) 真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用する。
- (4) 財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
- (5) モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。
- (6) 財務報告に係る内部統制に関する I T（情報インフラ）に対し、情報漏洩や不正アクセスの防止等を含めた適切な対応を行う。

4. 情報保存管理体制

「当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- (1) 取締役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理する。
 - ① 株主総会議事録
 - ② 取締役会議事録
 - ③ チーフオフィサー会議事録
 - ④ 計算書類
 - ⑤ 官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
 - ⑥ その他取締役会が決定する書類
- (2) 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

5. 効率的職務執行体制

「当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- (1) 取締役の職務執行の分掌を定め、必要に応じて見直しを図る。
- (2) 取締役会は月1回の定時開催の他必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を決議する体制を確保する。また、取締役会付議事項に準ずる重要事項については、チーフオフィサー会議にて審議し代表取締役社長が決定を行う。
- (3) 執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。
- (4) チーフオフィサー制を採用し、代表取締役社長から重要な担当領域を委任されたチーフオフィサーは、当社グループ全体の統括業務の推進を行う。
- (5) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「グループ意思決定手続規程」、「組織役割規程」、「捺印権限規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

6. グループ会社管理体制

「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」(会社法施行規則第100条第1項第5号)

当社は、以下のとおりグループ各社の、業務の適正を確保するための体制を整備するものとする。

1. 「当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社の報告に関する体制」(会社法施行規則第100条第1項第5号イ)

経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、当社グループ全体としてのリスクマネジメントおよび効率性を追求する。

2. 「当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」(会社法施行規則第100条第1項第5号ロ)

(1) 当社グループにおけるリスクマネジメントに関し、「リスクマネジメント基本規程」において必要な事項を定め、リスクマネジメントに関する所管部署として、当社総務統括部内に専門部署を設置する。当該部署は、グループ各社と連携しながら、リスクマネジメントを実施する。

(2) 当社グループ全体の統合的なリスクマネジメントの実現を図るために、当社代表取締役社長を議長とし、議長が指名する構成員をメンバーとするコンプライアンス・リスクマネジメント推進会議を設置する。

3. 「当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制」(会社法施行規則第100条第1項第5号ハ)

(1) 当社グループ会社における自主性を尊重しつつ、その経営管理および助言・指導を行うとともに、必要に応じて当該グループ会社に取締役、監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進する。

(2) 当社グループ会社は、その経営に多大な影響を及ぼすと判断する重要な事項については、「グループ意思決定手続規程」に基づき当社チーフオフィサー会議における代表取締役社長の決定または当社取締役会の承認決議を受ける。

4. 「当該株式会社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」(会社法施行規則第100条第1項第5号ニ)

(1) 内部監査部門による当社グループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。

(2) コンプライアンス・ガイドブック等を作成し、当社グループ全体に周知・徹底させるとともに、適宜、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

(3) 当社グループ全体を対象とする内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループ従業員等からの通報に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行う。

7. 監査役スタッフに関する事項

「当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項」（会社法施行規則第100条第3項第1号、2号、3号）

(1) 監査役職務補助のため、監査役と協議の上、監査役スタッフを置くことができる。

監査役は、監査役スタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。

(2) 監査役スタッフは業務執行組織から独立し、専属として監査役の指揮命令に従いその職務を行う。監査役スタッフの人事異動、評価、懲戒等その処遇については監査役の同意を必要とする。

8. 監査役への報告に関する体制

1. 「当該監査役設置会社の取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」（会社法施行規則第100条第3項第4号イ）「当該監査役設置会社の子会社の取締役、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制」（会社法施行規則第100条第3項第4号ロ）

(1) 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を「監査役監査基準」に定め、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査役に報告する。なお、監査役は前記に拘らず、必要に応じていつでも取締役、使用人に対して報告を求めることができる。

(2) 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、報告することができる。

(3) 内部監査部門は、グループ全体を対象とする内部監査計画及び監査結果を監査役に報告するほか、情報交換等の連携を図る。

(4) 当社グループ全体を対象とする内部通報制度である「三越伊勢丹グループホットライン」の適切な運用（通報内容について監査役への定期的な報告を含む）の維持により、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、当社は、監査役会との連携を図り、適切な報告体制を確保するものとする。

2. 「1の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」（会社法施行規則第100条第3項第5号）

監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査費用の処理方針

「当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理

する。

10. 監査役監査の実効性確保に関する体制

「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第100条第3項第7号）

- (1) 「監査役監査基準」に基づき、監査役は定期的に代表取締役、会計監査人とそれぞれ意見交換会を開催する。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、取締役と協議のうえ、重要な会議に出席することができる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における同体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

◆コンプライアンスに関する取り組みの状況

- ・当期は取締役会を15回実施し、重要事項の審議・決議、業務執行に関する報告を実施いたしました。
- ・法令遵守体制の維持・向上のために、コンプライアンス・ガイドブックの改定のほか、新入社員研修、管理職等の昇格時研修、新任研修、職務・階層に応じたコンプライアンス研修、またe-ラーニングによる研修などを実施いたしました。
- ・内部監査部門は、金額的および質的な重要性から選定されたグループ会社を対象に、金融商品取引法に基づく内部統制評価を実施することで財務報告の適正性確保を図るとともに、業務の有効性・妥当性の監査を行い、評価と改善提案をいたしました。
- ・公益通報者保護法に基づく「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、社内の専門部署および社外の弁護士事務所が通報を受ける体制を整備しております。
- ・当社の子会社である株式会社エムアイカードは、同社のウェブサイト上において不当景品類および不当表示防止法に違反する不当な表示を行ったとして、消費者庁より2019年7月8日付で措置命令、本年3月24日付で課徴金納付命令を受けました。株式会社エムアイカードは、法令遵守の体制を強化し、従業員教育を徹底するなど再発防止に向けた取り組みを行っております。
- ・また当社グループは改めて公正な取引を推進するにあたり、公正取引に関する指針に不当な取引制限の禁止を定めるなど、公正取引の強化徹底に努めております。

◆リスクマネジメントに関する取り組みの状況

- ・2017年度までの「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」の実効性をより高めるために、2018年度より「コンプライアンス・リスクマネジメント推進会議」として代表取締役社長が議長を務め年に2回開催し、当社グループの重要なリスクについて情報共有および意見交換をいたしました。
- ・当社は大規模災害、パンデミック等を想定した「事業継続計画（BCP）」を策定しております。計画の実効性を高めるための訓練等を実施し、継続的なレベルアップの実現に努めております。

◆グループ会社管理に関する取り組みの状況

「グループ会社管理規程」に定める当社への報告および協議ルールに基づき、グループ全社の業務の適正性を確保しております。

- ・グループ会社の経営の独立性を尊重しつつ、業務の適正性の推進のために必要に応じてグループ会社取締役・監査役を派遣し、経営の把握に努めております。
- ・グループ会社の新任役員を対象に、会社法に関する理解を深めるためのコンプライアンス研修を定期的を実施しております。

◆監査役の職務執行に関する状況

- ・監査役は、取締役会のほか、チーフオフィサー会議、コンプライアンス・リスクマネジメント推進会議等の重要な会議に出席するほか、取締役および使用人等から定期的に報告を受けること等により、職務の執行状況および内部統制の整備・運用状況を確認しております。
- ・また監査役は、会計監査人から当期の監査結果について報告を受け、監査状況の確認をしておりますほか、内部監査部門と連携して適宜情報交換・意見交換を行うなど、監査の実効性の改善に努めております。

3. 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,573	322,770	202,040	△9,300	566,084
会計方針の変更による累計的影響額	—	—	△2,513	—	△2,513
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,573	322,770	199,527	△9,300	563,571
当期変動額					
新株の発行	217	217	—	—	434
剰余金の配当	—	—	△4,681	—	△4,681
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—	△11,187	—	△11,187
自己株式の取得	—	—	—	△10,004	△10,004
自己株式の処分	—	△0	—	0	0
連結及び持分法適用範囲の変更	—	—	△14	—	△14
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	△2	—	—	△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	217	214	△15,883	△10,004	△25,455
当期末残高	50,790	322,985	183,644	△19,304	538,115

(単位：百万円)

科 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株 予約権	非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	6,448	42	4,964	△2,008	9,446	2,077	8,106	585,715
会計方針の変更による累計的影響額	—	—	—	—	—	—	—	△2,513
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,448	42	4,964	△2,008	9,446	2,077	8,106	583,202
当期変動額								
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	434
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△4,681
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—	—	—	—	—	—	△11,187
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△10,004
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	0
連結及び持分法適用範囲の変更	—	—	—	—	—	—	—	△14
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	—	△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,924	0	△338	45	△5,217	△219	△2,148	△7,585
当期変動額合計	△4,924	0	△338	45	△5,217	△219	△2,148	△33,040
当期末残高	1,523	43	4,625	△1,962	4,229	1,857	5,958	550,161

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 38社

(2) 主要な連結子会社の名称

(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)名古屋三越、(株)静岡伊勢丹、(株)新潟三越伊勢丹、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越、伊勢丹(中国)投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)L t d.、イセタン(タイランド)C o., L t d.、イセタン オブ ジャパンS d n. B h d.、米国三越I N C.、イタリア三越S. r. l.、(株)エムアイカード

当連結会計年度において、(株)レオテックスについては重要性が乏しくなったため、また、(株)ニッコウトラベルは、(株)三越伊勢丹旅行(2019年4月1日より(株)三越伊勢丹ニッコウトラベルに社名変更)を存続会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲より除外しております。

(3) 主要な非連結子会社の名称

英国三越L T D.、(株)レオテックス、(株)三越伊勢丹ソレイユ、(株)九州コミュニケーションサービス、(株)愛生、(株)ファッションヘッドライン、(株)三越伊勢丹イノベーションズ、(株)レオマート

(4) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 8社

新光三越百貨股份有限公司、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、アイティーエムクローバーC o., L t d.、新宿サブナード(株)、(株)Japan Duty Free Fa-So-La 三越伊勢丹、(株)三越伊勢丹アイムファシリティーズ、野村不動産三越伊勢丹開発合同会社、(株)エムアイフードスタイル

当連結会計年度において、(株)J P三越マーチャンダイジングは会社を清算したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法非適用会社の名称および持分法を適用しない理由

持分法非適用会社（サカエチカマチ(株)他）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。

(3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱

持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン（シンガポール）L t d.、イセタン（タイランド）C o. , L t d.、イセタン オブ ジャパン S d n. B h d.、アイシージェイ デパートメントストア（マレーシア）S d n. B h d.、米国三越 I N C.、イタリア三越 S. r. l.、イセタンミツコシ（イタリア）S. r. l. の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

その他有価証券

時価のあるもの

時価のないもの

償却原価法

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産

商品

主として売価還元法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他

主として先入先出法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産・使用権資産を除く）

主として定額法

無形固定資産（リース資産・使用権資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法により償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度により発行されたポイントの未使用額に対し、過去の使用実績率等に基づき、将来の使用見込額等を計上しております。

商品券回収損引当金

商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引、為替変動・金利変動リスクを回避するためのスワップ取引及びオプション取引

ヘッジ対象 外貨建営業債務、借入金の支払金利

ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として5～11年)による定額法により発生時から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5～11年)による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑤ のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

[会計方針の変更に関する注記]

(連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い等の適用)

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 2018年9月14日)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 2018年9月14日)(以下「実務対応報告第18号等」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、在外子会社等において国際財務報告基準第9号「金融商品」を適用し、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合に、連結決算手続上、当該資本性金融商品の売却損益相当額及び減損損失相当額を当期の損益として修正することとしました。

実務対応報告第18号等の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に計上しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高、および当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(在外連結子会社等における国際財務報告基準第16号「リース」の適用)

国際財務報告基準を適用している在外連結子会社等は、当連結会計年度より、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に計上しております。

この結果、当連結会計年度の「使用権資産」が4,914百万円増加、「投資有価証券」が2,991百万円減少し、流動負債の「その他」が1,643百万円及び固定負債の「その他」が5,653百万円増加しております。当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高は2,488百万円減少しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	361,436百万円
2. 偶発債務	
保証債務等	
従業員住宅ローン保証	53百万円
関係会社借入金等債務保証	
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	(注) 7,709百万円
保証債務等合計	7,762百万円
(注) 上記金額については、債務保証額から持分法適用に伴う負債として計上された金額を控除した金額を記載しています。	
3. たな卸資産の内訳	
商品	38,128百万円
製品	24百万円
仕掛品	2,797百万円
原材料及び貯蔵品	629百万円
たな卸資産合計	41,580百万円

[連結損益計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度において、連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
店舗・その他	建物及び構築物 建設仮勘定 使用権資産 ソフトウェア その他	1,835 8 30 157 928	ソシエ（東京都渋谷区 他）他
店舗	建物及び構築物 その他	2,300 136	静岡伊勢丹（静岡県静岡市）
店舗	建物及び構築物 使用権資産 その他	6 2,010 343	シンガポールイセタン（シンガポール）
店舗	建物及び構築物 差入保証金 その他	921 340 75	イセタンハウス（愛知県名古屋市中区）
店舗	建物及び構築物 差入保証金 その他	660 503 24	三越恵比寿店（東京都渋谷区）
店舗	建物及び構築物 差入保証金 その他	322 360 91	伊勢丹立川店（東京都立川市）
店舗・その他	建物及び構築物 土地 建設仮勘定 その他	459 222 2 77	岩田屋久留米店（福岡県久留米市）
店舗	建物及び構築物 ソフトウェア 差入保証金 その他	498 3 101 85	ミーツ国分寺（東京都国分寺市）
店舗	建物及び構築物 その他	458 166	バンコクイセタン（バンコク）
店舗	建物及び構築物 建設仮勘定 差入保証金	1 20 599	伊勢丹府中店（東京都府中市）
店舗	建物及び構築物 差入保証金 その他	223 292 56	名古屋三越星ヶ丘店（愛知県名古屋市中区）
その他店舗	建物及び構築物 差入保証金 その他	346 128 66	東京都渋谷区 他
	合計	14,870	

(注) 連結損益計算書において、減損損失のうち、4,026百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。また、回収可能価額が使用価値の場合、将来キャッシュ・フローを約8%で割引いて算定しております。

2. 当連結会計年度における事業構造改善費用は、主に株式会社三越伊勢丹のネクストキャリア制度の実施に伴う費用等であります。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式

396,100,954株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月17日 定時株主総会	普通株式	2,339	6.00	2019年3月31日	2019年6月18日
2019年11月7日 取締役会	普通株式	2,341	6.00	2019年9月30日	2019年12月5日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2020年6月15日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月15日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,280	6.00	2020年3月31日	2020年6月16日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,359,500株 |
|------|------------|

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金および高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入および短期社債（コマーシャルペーパー）、社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスクおよび借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業（取引先企業）の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金およびコマーシャルペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っていません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約および当座借越契約により十分な手許流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	連結貸借対照表計上額(注1)	時価(注1)	差額
(1) 現金及び預金	74,301	74,301	—
(2) 受取手形及び売掛金	119,441	119,441	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	4,509	4,569	59
その他有価証券	21,941	21,941	—
(4) 差入保証金	47,968	46,897	△1,070
(5) 支払手形及び買掛金	(79,742)	(79,742)	—
(6) 短期借入金(注2)	(9,401)	(9,401)	—
(7) 社債	(40,000)	(40,281)	281
(8) 長期借入金(注2)	(76,146)	(75,685)	△460
(9) デリバティブ取引	△0	△0	—

(注1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注2) 1年内返済予定の長期借入金は、(6)短期借入金に含めておらず、(8)長期借入金に含めています。

(注3) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

- (6) 短期借入金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (7) 社債
社債の時価については、市場価格に基づいて算定しております。
- (8) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。
- (9) デリバティブ取引
取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(8)参照)
- (注4) 非上場株式、関係会社株式等(連結貸借対照表計上額84,011百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めていません。

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
賃貸等不動産	139,467	215,682

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 1,426円61銭
2. 1株当たり当期純損失 △28円90銭

[重要な後発事象に関する注記]
該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科目	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	50,573	18,921	378,661	397,582	11,654	11,654
当期変動額						
新株の発行	217	217	—	217	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△4,681	△4,681
当期純利益	—	—	—	—	5,723	5,723
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△0	△0	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	217	217	△0	217	1,042	1,042
当期末残高	50,790	19,138	378,660	397,799	12,696	12,696

(単位：百万円)

科目	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△9,303	450,506	—	—	2,077	452,583
当期変動額						
新株の発行	—	434	—	—	—	434
剰余金の配当	—	△4,681	—	—	—	△4,681
当期純利益	—	5,723	—	—	—	5,723
自己株式の取得	△10,004	△10,004	—	—	—	△10,004
自己株式の処分	0	0	—	—	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	△219	△219
当期変動額合計	△10,004	△8,527	—	—	△219	△8,746
当期末残高	△19,308	441,979	—	—	1,857	443,836

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

6. 個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費について、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[貸借対照表に関する注記]

有形固定資産の減価償却累計額 1百万円

保証債務

関係会社の借入金に対する債務保証
株式会社ジェイアール西日本伊勢丹 7,709百万円

(注) 上記金額については、債務保証額から債務保証損失引当金を控除した金額を記載しています。

関係会社に対する短期金銭債権 7,718百万円

関係会社に対する短期金銭債務 1,493百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高
営業取引による取引高
営業収益 18,624百万円
販売費及び一般管理費 978百万円
営業取引以外の取引高 2,452百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	5,698,790	10,239,844	306	15,938,328

(注) (1) 増加は、単元未満株式の買取請求によるもの及び、取締役会決議による自己株式取得による増加10,234,400株によるものです。

(2) 減少は、単元未満株式の買増請求によるものです。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	27百万円
未払費用	208百万円
未払事業税等	76百万円
ストックオプション費用	381百万円
関係会社株式評価損	9,502百万円
関係会社事業損失引当金	855百万円
債務保証損失引当金	505百万円
貸倒引当金	4,008百万円
その他	375百万円
繰延税金資産小計	15,941百万円
評価性引当額	△15,600百万円
繰延税金資産合計	341百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社三越伊勢丹	直接 100%	役員の兼任 経営管理等 資金貸借	経営管理料の受取 (注1)	6,728	未収収益	7,401
				経理業務委託料 (注1)	304	—	—
				資金の貸付(注2)	120	関係会社 短期貸付金	77,320
						関係会社 長期貸付金	102,100
				利息の受取(注3)	946	未収収益	51
				資金の返済(注2)	1,953	関係会社 短期借入金	—
				利息の支払 出向者人件費の立 替払(注4)	4 3,644	未払費用	216
子会社	株式会社岩田屋三越	直接 100%	役員の兼任 資金貸借	資金の受取(注2)	257	関係会社 短期貸付金	6,871
子会社	株式会社名古屋三越	直接 100%	役員の兼任 資金貸借	資金の返済(注2)	1,288	関係会社 短期借入金	6,627
子会社	株式会社エムアイカード	直接 100%	役員の兼任 資金貸借	資金の受取(注2) 利息の受取(注3)	10,400 182	関係会社 短期貸付金	27,388
子会社	株式会社エムアイ友の会	間接 100%	資金貸借	資金の返済(注2) 利息の支払(注3)	2,495 489	関係会社 短期借入金	83,783
関連 会社	株式会社ジェイアール西 日本伊勢丹	直接 40%	役員の兼任	債務保証	9,360	債務保証 損失引当金	1,651

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) (1) 経営管理料および経理業務委託料については、契約条件により決定しております。
- (2) 資金の貸借については、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)による取引であります。
- (3) 貸付金・借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (4) 株式会社三越伊勢丹が支給した出向者人件費について、実費精算を行ったものであります。
- (5) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,162円61銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 14円78銭 |

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。